

2623

C2
113
53-06

名 兩
附 假

明治十二年七月

山梨縣布達之寫

やまがはけん ねふれの うりぞ

甲府常盤町四番地

又新發兌

本縣甲第百拾八號より百三拾二號に至る

○ 太政官第拾九號より貳拾八號に至る

大藏省甲第五十六號より七十六號に至る

内務省甲第拾號

開拓使甲第五號

太政官書記官無號

○ 乙第八拾六號より九拾六號に至る

○ 丙第廿號より廿三號に至る

衛生報告五號六號

兩假山梨縣布達之寫 索引

明治十二年 七月

- 内務省甲第五拾六號 六月二日 生絲繭茶共進會中告書式 一丁
- 大藏省甲第五拾六號 本縣七月二日
- 太政官第貳拾三號 六月廿七日 虎列刺病豫防假規則 十二丁
- 開拓使甲第五號 六月十九日 北海道送籍渡航手續中追加 十七丁
- 甲第百拾八號 七月二日 郡町村役所り召喚の件 同丁
- 甲第百拾九號 同日 營業鑑札返納の件 同丁
- 太政官第拾九號 五月十五日 西洋形商船免許改正 十八丁
- 太政官第貳拾號 六月六日 豪洲萬國博覽會出品差許 同丁
- 全七月三日

布達之寫

113
7-06
39
7-0

113
53-06
No 30
T 10

◎ 本縣甲第百拾八號より百三拾二號に至る
 ◎ 太政官第拾九號より貳拾八號に至る
 ◎ 大藏省甲第五十六號より七十六號に至る
 ◎ 内務省甲第拾號
 ◎ 開拓使甲第五號
 ◎ 太政官書記官無號
 ◎ 乙第拾六號より九拾六號に至る
 ◎ 丙第廿號より廿三號に至る
 ◎ 衛生報告五號六號

兩假 山梨縣布達之寫 索引

明治十二年 第七月

| | | |
|--------------------------------------|--------------|-----|
| ○内務省 大藏省 甲第五拾六號 六月二日 本縣七月二日 | 生絲繭茶共進會中告書式 | 一丁 |
| ○太政官第貳拾三號 六月廿七日 全七月二日 | 虎列刺病豫防假規則 | 十二丁 |
| ○開拓使甲第五號 六月十九日 全七月二日 | 北海道送籍渡航手續中追加 | 十七丁 |
| ○甲第百拾八號 七月二日 | 郡町村役所り召喚の件 | 同丁 |
| ○甲第百拾九號 同日 | 營業鑑札返納の件 | 同丁 |
| ○太政官第拾九號 五月十五日 全七月三日 | 西洋形商船免許改正 | 十八丁 |
| ○太政官第貳拾號 六月六日 全七月三日 | 豪洲萬國博覽會出品差許 | 同丁 |

布達之寫

| | | | |
|-------------------|----------------|-----------------------------|-----|
| ○大藏省第貳拾壹號 | 六月十三日 全七月三日 | 物品の内無稅輸出差許 | 同丁 |
| ○大藏省甲第五拾五號 | 五月卅一日 全七月三日 | 金祿公債證書紛失 | 十九丁 |
| ○大藏省甲第五拾七號 | 六月六日 全七月三日 | 滋賀縣外五ヶ所國立銀行紙幣發行 | 同丁 |
| ○甲第百二拾號 | 全四日 | 各業中目標離形 | 二十丁 |
| ○大藏省甲第五拾八號 | 六月六日 全七月四日 | 金祿公債證書盜難 | 同丁 |
| ○大藏省第貳拾四號 | 六月三十日 全七月五日 | 郵便はがき切手の内發止並に發行 | 廿二丁 |
| ○甲第百廿一號 | 全五日 | 郵便はがき切手見本は郡役所へ頒布 | 同丁 |
| ○內務省 大藏省 甲第六拾號 | 六月九日 全七月七日 | 生絲繭茶共進會々場並に 審查掛規則及び出品者必得 | 同丁 |

| | | | |
|--------------------|----------------|---------------|-----|
| ○大藏省甲第六拾三號 | 六月十三日 全七月七日 | 金祿公債證書盜難 | 廿八丁 |
| ○大藏省甲第六拾四號 | 六月十八日 全七月七日 | 金祿公債證書紛失 | 同丁 |
| ○大藏省甲第六拾五號 | 六月二十日 全七月七日 | 同斷被盜取 | 同丁 |
| ○大藏省甲第六拾一號 | 六月卅一日 全七月七日 | 同斷紛失 | 廿九丁 |
| ○大藏省甲第六拾七號 | 六月廿六日 全七月七日 | 同斷紛失 | 同丁 |
| ○大藏省書記官無號 | 六月廿八日 全七月七日 | 第廿三號第十七條但書中正誤 | 卅丁 |
| ○甲第百二十二號 | 全七日 | 本縣師範學校規則中改正 | 同丁 |
| ○內務省 大藏省 甲第六拾八號 | 六月三十日 全七月八日 | 共進會規則中改正 | 同丁 |

布達之寫

| | | | |
|------------|-------|------------------|------|
| ○大藏省甲第六拾九號 | 六月三十日 | 金祿公債証書發見 | 卅二丁 |
| 全七月八日 | | | |
| ○甲第百廿三號 | 同八日 | 西八代郡大塚村役所印章紛失 | 同丁 |
| ○太政官第貳拾五號 | 七月一日 | 亞米利加合衆國と改定結約 | 同丁 |
| 全十日 | | | |
| ○甲第百二十四號 | 全十四日 | 虎列刺病豫防並消毒法 | 卅七丁 |
| ○太政官第貳拾七號 | 七月五日 | 神嘗祭日改定 | 四十九丁 |
| 全十五日 | | | |
| ○内務省甲第拾號 | 七月七日 | 小笠原島へ出稼と去て航海當分差止 | 同丁 |
| 全十五日 | | | |
| ○大藏省甲第七拾號 | 七月七日 | 金祿公債証書紛失 | 同丁 |
| 全十六日 | | | |
| ○大藏省甲第七拾壹號 | 七月七日 | 右同斷 | 五十丁 |
| 全十六日 | | | |

| | | | |
|-------------|-------|---------------------|------|
| ○大藏省甲第七拾二號 | 七月七日 | 千葉縣下外七ヶ所國立銀行 | 同丁 |
| 全十六日 | | | |
| ○大藏省甲第七拾三號 | 七月八日 | 金祿公債証書流失 | 五十二丁 |
| 全十六日 | | | |
| ○甲第百二十五號 | 全十六日 | 甲府支廳詰判事一瀬直久 | 同丁 |
| ○甲第百二十六號 | 全十六日 | 陸軍々人結婚の節出願件 | 五十二丁 |
| 陸軍省達甲第拾貳號 | 七月五日 | 病院規則中入院賄料定 | 五十三丁 |
| ○甲第百二十七號 | 全十七日 | 生絲繭茶共進會規則中改正同 | 丁 |
| ○内務省 甲第七拾四號 | 七月八日 | 金祿公債証書紛失 | 五十四丁 |
| 全十七日 | | | |
| ○大藏省甲第七拾五號 | 七月十四日 | 青森縣に於て紛失銀行紙幣見本五圓札發見 | 同丁 |
| 全十八日 | | | |
| ○大藏省甲第七拾六號 | 七月十五日 | | |
| 全十九日 | | | |

○太政官簡貳拾八號 七月十四日 海港虎列刺病傳染豫防規則五十五丁 全十二日

○甲第百貳拾八號 全廿二日 静岡裁判所長判事 中島錫胤 署中賜暇 六十三丁

○甲第百貳拾九號 全廿三日 社寺所藏寶物等抵當不相成件 同丁

○甲第百三拾號 全 日 町村會規則第廿四條中正誤六十四丁

○甲第百三拾一號 全廿六日 静岡裁判所判事 補田原正齋 同杉下 顯を谷村並甲府區裁判所長被申付 同丁

○甲第百三拾貳號 全廿九日 大坂港へ出入の諸船所持者は 代理人を取極届出れ件 同丁

全乙號の索引

○乙第拾六號 七月一日 漁業の義は堤防等障害の 場所は許可不成の件 一丁

○乙第拾七號 全三日 勸業通信規則中追加 同丁

○乙第拾八號 全八日 町村役所經費出納順序中 同丁

○乙第拾九號 全 日 同斷第一條第二項追加費目の件 三丁

○乙第拾九號 全十四日 道路掃除検査自今郡役所 同丁

○乙第拾九號 全十五日 退轉並に絶家處分内務省 同丁

○乙第拾九號 全十六日 内務省山林局出張所の義當 六丁

○乙第拾九號 全十七日 國稅金領收附録中離形 同丁

○乙第拾九號 全廿二日 稅金領收二期納取扱の件 同丁

○乙第九拾五號

全廿六日 內務省山林局出張所御雇入名七丁

○乙第九拾六號

全廿九日 戶籍増減表差出の件 同丁

○丙第貳拾號

全十二日 神社寺院明細帳書式 八丁

○丙第廿一號

全十四日 道路掃除の件 十四丁

○丙第廿二號

全十五日 寺院住職進退願牒件 同丁

○丙第廿三號

全卅一日 官林調査書式並に圖面維形 同丁

衛生報告第五號

同 第六號

○內務省 甲第五拾六號

六月二日 本縣七月二日

本年(五月)甲第五拾號を以て生絲藏茶共進會規則布達及び
 置候處右に屬する申告書書式別冊の通り相定候條出品者
 は右に準據し戸長の與書を受け開場期限迄に管轄廳と經
 て該會委員へ到達候様致す可也此旨布達候事
 但支申告書用紙の儀は印刷上追て管轄廳へ分附候條
 該廳に於ては適宜の員數見計配附可致事

明治十二年(六月)甲第五拾六號布達附屬

申告書々式

書式中黒線及び黒字は追て配付を可き用紙に印刊を備く者なり
 出品主等は宜く朱字に照らきて用紙に書入を爲すへ之
 若し書入の箇條に不分明の廉あらは知きたる丈を記す
 へ之
 業務沿革總説以下は他紙を繼ぎ添へて之を記す可之

| | | | | |
|---|----------|--------|-----------------------------------|-----|
| 物品名 出品高 | 供給用 備 | 名 稱 | 物 生 系 | 出品主 |
| | | | 使府縣管下何國何郡區町村番地 族籍職業名 何れ 誰實印 | |
| 印は朱字 出品へは成丈四百廻の見本を附そ へ之 | | | | |
| 此區へは生系通稱把東方商標等を記すべ之 (鹽ば二本松器械系前橋坐操折返を提げ、島田鐵砲造り、娘印、二羽 鶴等の類) | | | | |
| 此區へは出品の生系に用ひたる繭の種類出所等を記すべ之 (此區は何州何郡何の誰製作の繭亦は上州何々或ハ岩代何々を買 入る製絲及春蠶夏蠶の別背白黄の別を記す若し手作されば 別に繭を出品すべ之) | | | | |
| 此項へは製系は順序を記すべ之 則左の表面に如之 | | | | |

布達之寫

甲二

| | | | | | | | |
|---------|---------------------------------|-------|--------------------|------|----------------------------------|----------|-------------------------|
| 運轉の力 | 蒸氣をれば何馬力 水車あれば圓徑何尺 | 湯の沸き方 | 蒸氣なれば何石 入焚火炭火 | 器械所 | 長何間 横何間 | 製糸釜數 | 何百何十 |
| 口出ま | 自分にて口を出るとの釜毎に一人つゝ何人とか二釜一人つゝ何人とか | 揚げ返ま | 直取ま付なまとか 何十何人とか | 現業役員 | 教師何人 検査人何人 結何人 配何人 と | 元 | 蒸殺とか 燥殺とか |
| 出品一操の元繭 | 二升つゝとか 三升つゝとか | 口出ま | 草もろこまがらとの 船來品とか | 大獲の寸 | 何尺何寸廻り | 四百廻(デロー) | 一號は十二とか 二號は幾 三號は幾 |

| | | | | | | | |
|----------|------------------|---------|-----------|--------|-------|--|--|
| 繭の付々數 | 四粒とか五粒とか 六粒とか | 口立て湯の熱度 | 何百何十度 | 操絲湯の熱度 | 何百何十度 | | |
| 工女の人員 | 八人とか十人とか | 製糸法 | 則ち左の表面の如ま | 養る繭の量 | | | |
| 鍋ま繭を入る度數 | 二升とか三升とか | 製し方 | | 揚げ | | | |

布達之寫

何度
毛を用いるとか
 手にて始終取るとか
 十繰揚とか
 十二繰揚とか

製糸計算。此項へは計算に係ることを記すべし。

| 箇目 | 年度 | |
|-------------------|-------------------------|-------------------------|
| | 九 | 十 |
| 元藏代一圓に付糸目 | 何十何匁取 | 何十何匁取 |
| 使役男女の數 | 男 何人 女 何人 | 男 何人 女 何人 |
| 使役男女總計一ヶ月の給料 | 男 何圓 女 何圓 | 男 何圓 女 何圓 |
| 一等二等三等工女一ヶ月給料一人に付 | 一等 何圓 二等 何圓 三等 何圓 | 一等 何圓 二等 何圓 三等 何圓 |
| 生糸百斤に係る製造人費 | 何百何十圓 | 何百何十圓 |
| 但即今迄の分 | 十一年 | 十二年 |

| 此賣上代價 | 新繭より新繭迄一ヶ月の製糸高 | |
|-------|----------------|-------|
| | 何千何百斤 | 何千何百斤 |
| 此賣先 | 何萬何千圓 | 何萬何千圓 |
| 此賣上代價 | 何百何十圓 | 何百何十圓 |
| 此賣先 | 何百何十圓 | 何百何十圓 |
| 此賣先 | 何百何十圓 | 何百何十圓 |
| 此賣先 | 何百何十圓 | 何百何十圓 |

業務沿革總説 附出品者履歴

此項へは開業より現今迄の沿革盛衰を記すべし。譬は明治何年何月社中幾名相謀り上州富岡の蒸氣機械は奥州二本松の製糸機械を摸し水車を用ひ器械を裝置す當初は工

布達之篇

人何名に去て其技業熟練をらざりしが何年某氏の教授に依り大に進歩し翌何年は百斤の價格何程に販賣し得る線糸を製するに至る又何年何の誰發明を以て器械を改補し或は加巧し一層便益を得社中其利益月と逐て増加現社員何名に至る尙明年に至り何々の目的を以盛業を圖る云々又起業此目的は社中某の資本を専用し以て本業を營まんと謀りしに何年何月某何々れ事故に係りて脱社去或は何年は非常の乾水にて氷車の運轉を中止甚まに損耗を招き困難を極むるに際し社中某の奮發或は誰の助力を以て何年に至り漸く回復するを得爾來云々又余が家代々製

糸を以て業とする既に何年其間何世に於て何々の發明を爲す大に業務を擴張し爾來何年の頃何々れ事故に依て一回衰狀を呈す何年に至り何々の方策或は勉勵を以回復し現今何々の景況云々(以上例文に隨ひ成丈詳細に記載すべし尤文章は巧拙あかひらず)
前書申告は件々相違無之候也
明治十二年 月 日
前書之通相違無之段保証仕候也

出品主 何之誰印
何管下 何國何郡區村戸長 何之誰實印

名物

蕪

主品出

使府縣管下何國何郡區町村番地

族籍職業名

何の誰實印

名稱

此區へは蕪れ通稱を記すべし
(譬へは又昔鬼蕪姫蕪の類)

出品高

此區へは出品の數量を記すべし
(譬へは何升)

培桑

此項へは桑樹の種類及桑田培養等のことを左に表
面は區毎に記すべし

桑れ名

桑田一反歩に付培
養の量及品種

培養季節

桑

壽

一平とか十文字と
かこぼきと

酒粕何百目とか
油粕何百目とか

何月何日頃とか

凡る何年位

極暑れ熱度

極寒の冷度

桑苗仕立方

桑樹仕立方

季候に付て何十度
度とか

全上

根分けとか枝ふせ
とか實まらとか

蒔桑とか二尺上よ
り株とか大木とか

一反歩立木の數

植付より五ヶ年目
一反の桑の量

桑木より正葉を得
る分合

何本とか
何株とか

何駄位

凡何分位

年度

九 年

十 年

十 一 年

十 二 年

桑の相場

何(駄貫)に付何
圓何錢とか

全

上

全

上

全

上

元種 此項へは蠶卵紙の由來及保存の方法と記すべし

布達之寫

甲六

(壁は何年に何國何の誰の卵紙を用ひ何年より自製れ卵紙と或は年々何國何の誰製種に用ひとか又保存方は秋風の起るを俟て桐れ箱に入るよとか寒中何月頃氷に浸せ發生の頃は何月何日頃より箱の中より取出し上下掛へ換置云々の類)

養蠶法。此項へは左の表の如く區毎に記すべし。

| | | | | |
|----------|----------------|--------------|------------|---------------------|
| 原種の紙數 | 成繭れ數量 | | 掃立より播落し迄日數 | 原紙一枚に付庭起の籠數又は躑坐れ數 |
| | 上繭 玉繭 屑繭 | 何石何斗 何斗何升 | | |
| 何拾何枚 | 何十何日 | | 何十何日 | 籠は長何尺 何籠 坐直徑何尺何枚 |
| 火力を加へる日數 | 吐絲前蠶一頭の量目 | | 熟蠶の扱ひ方 | 元種一枚に付成繭迄平均人員 |

| | | | | | | |
|----------------|----------------|-----------------|------|-----------|--|-----------------|
| 何日何夜 | 何夕何分 | 何人何分 | 何圓何錢 | 何駄との何貫目とか | 養蠶の數 | 年度 |
| | | | | | | 九 年 十 年 十一年 十二年 |
| 元種一枚に付成繭迄平均の費用 | 元種一枚に付成繭迄桑の正目方 | 拾ひ揚げと熟蠶よまぶさするとか | | | 此項には出品の繭に拘はらず出品人何程の養蠶せまを左の表面の區毎に記す尤も製糸製種の方をも加へて販賣及び費用とも總計を記すべし | 筒目 |
| 成繭の石數 | 何石何斗 | 上 全 | 上 全 | 上 全 | | 上 全 |
| 販賣代價 | 何百何十何圓 | 上 全 | 上 全 | 上 全 | 上 全 | 上 全 |
| 費用合計 | 何十何圓 | 上 全 | 上 全 | 上 全 | 上 全 | 上 全 |

。検査表あるものは之れを添ふべし

。前書申告之件々相違無之候也

出品主

何之誰實印

年月日

。前書之通相違無之候段保證仕候也

何管下何國何郡區何(町村)戸長

何の誰實印

物製茶
 名製茶
 出品主
 使府縣管下何國何郡區町村番地
 族籍職業名
 何の誰實印

名稱
 此區へは從來内國用製茶か輸出向製茶の別及茶銘を記さへ
 (譬は宇治製煎茶銘 鳳凰山或は紅茶銘 白毫等の類)

| | | | | |
|-----------------------------|-----------------------------|----------------------------|-----------------------------|-------|
| 出品高 (何百何拾斤) | 此區へは出品の數量を記さへ | | | |
| | 此項へは茶樹培養の順序を左の表 面の區毎に記さへ | | | |
| 茶樹培養法 | 園圃の地形 | 氣候 | 地味及土色 | 現今の反別 |
| 山地か平地か或は山麓か | 寒冷か温暖の常々雲霧の多少如何 | 肥と瘠と乾燥地と濕地とか黒とか赤とか | 何拾町何反 | |
| 播付壹反に付 | 耕耘の度 | 耕耘使役の人員及給料壹反に付 | 壹反の肥料 | |
| 輪蒔にて何株と畦蒔にて畦間何尺と畑蒔に何々を爲すと如何 | 春夏秋に何回つゝ | 男女何人とか一日給料何程とか凡一反に付何程に當るとか | 米糖と油滓と何貫目代價何程人糞と何荷牛馬糞何荷其他云々 | |
| 肥養れ人夫 | 玉露園日覆の時及入費 | 摘採年度 | 全上毎年の順序 | |

男女何人一日給料
何程凡壹反に付何
程に當るとか
何月何日着手此當年
播付何ヶ年目より採
摘迄今年何ヶ年目に
あるとか
壹番芽何月何日頃か
何日間に二番第何月
何日頃か何日頃とか

又生葉の收穫 此項へは左に表面の如く記すべき

| 箇目 | 年度 | | | |
|-----|-----|---|----|----|
| | 九 | 十 | 十一 | 十二 |
| 壹番芽 | 何貫目 | 同 | 同 | 同 |
| 摘採賃 | 何十圓 | 同 | 同 | 同 |
| 貳番芽 | 何貫目 | 同 | 同 | 同 |
| 摘採賃 | 何十圓 | 同 | 同 | 同 |
| 摘採賃 | 何十圓 | 同 | 同 | 同 |

製茶法 此項へは茶の種類に應じたる製造順序を左に
表面の區毎に記すべし

製茶製造順序表

| | | | |
|---------|---------|---------|------|
| 生葉を蒸す | 焙爐に烘る | 揀り茶 | 篩ひ分 |
| 一回目方何十日 | 一回目方何百目 | 初め何々をなま | 蔓切何番 |
| 時間何十秒 | 時間何時分 | 後ち何々をま | 折切何番 |
| 適度候何々 | 火度何百度 | | 分類何番 |
| | | | 葉揃何番 |

紅茶製造順序表

| | | | |
|---|---|---|-------|
| 蒸 | 揉 | 蒸 | 焙爐に烘る |
| 蒸 | 揉 | 蒸 | 焙爐に烘る |
| 蒸 | 揉 | 蒸 | 焙爐に烘る |
| 蒸 | 揉 | 蒸 | 焙爐に烘る |
| 蒸 | 揉 | 蒸 | 焙爐に烘る |

布産之寫

甲九

| | | | | |
|--|------------------------|--------------|------------------------|--------------|
| 日光に晒すか | ○手を用ゆるか | ○日光に晒すか | ○一回目方 | ○何百目 |
| | ○火熱を用ゆるか | ○足を 用ゆるか | ○温室を用ゆるか | ○時 間 |
| ○摘 度 候 | ○何々 | ○適 度 候 | ○何々 | ○火 度 |
| ○時 間 | ○何 時 何 分 | ○時 間 | ○何 時 何 分 | ○何 百 度 |
| ○適 度 候 | ○何 々 | ○適 度 候 | ○何 々 | |
| ○茶 篩 分 | ○工 夫 | ○工 夫 | ○何 號 用 て 抜 | |
| ○折 碎 | ○何 號 用 て 也 | ○粉 末 | ○何 號 用 て 抜 | |
| ○白 毫 | ○何 號 用 て 抜 | ○箕 子 | ○何 號 用 て 碎 | |
| ○小 種 | ○何 號 用 て 揀 | | | |
| ○黃 葉 を 去 る 莖 を 去 る | | | | |

製茶計算

○此項へは計算に係ることを記すへき

| 箇目 | 全代金 | | | | 生葉比量 | | | | 年度 |
|-------------------|------------------------|------------------------|----------------------------------|---------------------------------------|---------------------------------------|---------------------------------------|---------------------------------------|---------------------------------------|-------------|
| | 二番 | 一番 | 總額 | 二番 | 一番 | 總額 | 二番 | 一番 | |
| 製造中 使役男女 比數 | ○何 百 何 十 人 | ○何 百 何 十 人 | ○何 千 何 百 何 十 人 | ○何 千 何 百 何 十 貫 目 | ○何 千 何 百 何 十 貫 目 | ○何 千 何 百 何 十 貫 目 | ○何 千 何 百 何 十 貫 目 | ○何 千 何 百 何 十 貫 目 | 九 年 |
| 使役男女 一日の給料 | ○何 十 錢 | ○何 十 錢 | ○何 十 錢 | ○何 十 錢 | ○何 十 錢 | ○何 十 錢 | ○何 十 錢 | ○何 十 錢 | 十 年 |
| 茶揀賃錢總計 | ○何 百 何 十 圓 | ○何 百 何 十 圓 | ○何 百 何 十 圓 | ○何 百 何 十 圓 | ○何 百 何 十 圓 | ○何 百 何 十 圓 | ○何 百 何 十 圓 | ○何 百 何 十 圓 | 十 一 年 |
| | | | | | | | | | 十 二 年 |

其間何世に於て製茶法を何々の發明を爲す大に業務を擴張し其後何年頃何々の事故に依り一回衰状を呈す何年に至り何々の方策勉勵を以回復す現今何々の景況云々又明治何年有志者を募り一社を創立す相繼て業を營むこと何年其萎靡きて振はせ明治何年大に方法を釐革せ廣く同志と協力し更む社を結び教師某氏より紅茶製傳習を受け社中某は卒業免状を何年何月受く爾來大に進歩の現状を見る今日に至り社中何名にまゝ本社の商標何々を記號とせたる裝箱を以て大に外國人の需用信憑と得るに至れり云々等の類(已上の文例に准ぎ現様を記すへ之)

前書申告の件々相違無之候也

明治十二年 月 日

出品主

何之謹印

前書之通相違無之段保証仕候也

何管下

何國何郡區(町村)戸長
何之謹實印

○太政官第貳拾三號 六月二十七日
全七月二日

虎列刺病豫防假規則別冊の通り被定候條此旨布告候事
虎列刺病豫防假規則
第一條 醫師と虎列刺病を診察する時は成る可く速に患

者所在の郡區吏町村吏或ひは警察署に通知せ郡區吏町
村吏或ひは警察署は速に之を地方廳に届出へせ

但醫師の通知は診察の後遅くとも二十四時間を過ぐ
可らと

第二條 地方長官は其管内に虎列刺病あるの報知を得る
時は先づ其流行地方に豫防方法を諭告せ其病性の眞偽
を緩劇とを詳かにし速に之を内務省に申報し且管内一
般及び近隣地方廳兵營等に報告す可也

第三條 陸海軍兵營其他官省所轄の學校病院製作所等に
於て虎列刺病患者あるときは該主長の速に該地方廳に

報知し爾後の景況も時々報知す可也

第四條 内國郵便船其他諸船舶漁車製造所學塾等に於て
虎列刺病患者ある時は速に該主長より最寄警察署或ひ
は郡區吏町村吏に届出べし

第五條 地方長官は其病性に劇悪なるを認定するときは
檢疫委員を命ぜ此規則を實施せまひべ也

第六條 檢疫委員は醫師衛生掛警察官吏郡區吏等豫防消
毒の趣意を通曉せたる適當の人員を撰て之を命ぜべし

第七條 病性劇悪なるときは地方官は於て毎二十四時間
患者の新舊を區別し其總數治愈死亡を管内に告示せ毎

土曜日には之を表に製之内務省に申報すべし
但沿海船舶交通の地方廳へは別段通牒して互に出入
の船舶を検査す時宜により往來の旅客に健康證書
を所持せしむべし

第八條 避病院は成丈け人家隔絶の場所に建設し其構造
は極めて輕易を主とせ其大小員數は土地に廣狹患者の
多寡を斟酌すへし

第九條 避病院は輕症重症及び恢復期の患者を分ち置き
黄色れ布に(これら)の三字を黒記きたる標旗を建て其境
界には制止標を立て嚴に外人の出入を絶つ可し且該院

に需用する一切の物品は使丁を定めて之を辨せしめ其
使丁は病室に入り又汚染物品に觸るるを許さざ
但病者の近親見舞は爲め避病院に入らんことを願ふ
ものは其情實を斟酌量て之を許可し其外出の時は十
分消毒法を行ふ可し

第十條 檢疫委員は避病院の病者全快きたる時之に全快
の證書を與へ退院と許すへし

第十一條 檢疫委員は孤獨貧困おえて看病人を雇ふ能は
ざるもの或は家人幼稚耆老表にきて看護消毒法行届りざ
るもの或は學舎製造場會社旅店等にありて他に親戚

交友の引取人あきもれ並に其他狹隘不潔の地に雑居して豫防消毒法行届かず病毒の傳播を防ぎ難き明証あるもれは避病院に送る可也

但本條に患者よ非ざるも入院を請ふものは其意に任すへ也

第十二條 虎列刺病患者は必室を異に之看護人の外家人たりとも妄りに之に近づく可らず且其家族は患者治癒或ひと死亡の後十分は消毒法を行ひ檢疫委員の許可を得るに非ざるは他人と交通するを許さず

第十三條 虎列刺病患者ある家は其病名を大書きて門戸に

に貼附せ不得止事故あるは外他人の出入を謝絶すべし但本文の病名標は病者治癒或ひは死亡の後檢疫委員の許可を得るに非ざるは決えて取除くを得ず

第十四條 虎列刺病流行の兆候あるときは地方官は管内各所に人家井泉隔絶の地を撰み火葬埋葬場及び汚穢物焼却の場所を定め置き決して他の便所下水芥溜田圃河氷等に虎列刺病者の吐瀉物汚穢物を投棄せしむべからず

第十五條 虎列刺病流行の勢益々盛あるるときは地方長官に於て祭禮劇場等人民の群衆を差止むること

ある可也

第十六條 虎列刺病流行に於て檢疫委員は井泉、園、廁並びに井溜、下水溝、渠、魚市、屠場等總て病毒の媒介となるへき物件場所に注意し掃除、清潔の方法を施行すべし

第十七條 虎列刺病者の死屍は十分消毒法を行ひ可成速に一定の場所に於て火葬或ひは埋葬すべし

但火葬せたる遺骨は改葬するも妨げなまじし雖も埋葬と深く之を埋め決て再び改葬するを許さず

第十八條 虎列刺病者の病室、船室、夜具、衣服及び器具等は患者全快或ひは死亡に節必要十分の消毒法を行ふべし

然らざれば之を他人に用ひ又は賣買するを許さず尤も

夜具、衣服は甚しく汚穢したるものは之を焼棄すべし

但種賣れ者に物品により檢疫委員に於て之を買上

げ焼却すべし其重大ある物品は内務省に具狀して指

揮を請ふ可也

第十九條 虎列刺病者若くは死者を運搬せ或ひは病者若くは屍體に觸れたる物品を贈與受用する等此事は檢疫

委員の許可を得るにあらざれば行ふ可らざ

第二十條 虎列刺病者若くは死者を運搬するには各地方官に於て相當手續を定め黄色に小旗に(こきら)の三字

布達之寫

を黒記えて之を掲ぐ世間公用に運送器を用ふるを許さ
せ且其通路は捷近にきて人行の稀なる所を撰ぶべき又
排泄物或いは病毒を汚染せたる器具衣服を消毒場或ひ
は焼却場へ送るも同様の手續に隨ふべき

第廿一條 虎列刺病患者若くは死屍運搬は舟車駕釣臺等
は毎回必ず十分の消毒法を行ひ品に寄り流行終熄の後
之を燒棄すべき

第廿二條 陸海軍其他諸官省所屬のものゝ治療豫防は素
より該官省に於て相當の處置を爲すべきと雖ども臨時
府縣廳と協議せ自佗人民豫防の爲め便宜處置すること

あるべき

第廿三條 虎列刺病流行の際該地方檢疫委員は各種の消
毒藥を調製せ其價を一定し一般の請求に應ず可き尤も
貧困のものには無代價にて施與することある可し

第廿四條 醫師診察の上其虎列刺病なるを知るも其通知
を怠り二十四時間を超えるものは三拾圓以内の罰金と科
すべき

○開拓使甲第五號

六月十九日
全七月二日

本年甲第四號布達北海道送籍移住者渡航手續第一條へ左
の通り但書追加候條此旨布達候事

但養子或は詰婚等の爲め送籍するものゝ如きは本文の
限に非ず

○甲第百十八號 同二日

郡町村役所より召喚の當日事故有之出願難致節は其旨可
届出若無斷不參る者は相當處分及ふべし此旨布達候事

○甲第百拾九號 同日

従前縣稅徵收の各營業者及び營業鑑札而已下附いたし置
候各營業鑑札本月十五日迄に町村役所へ返納可致戸長於
ては町村内の分取纏め仕譯書相添七月中郡役所へ送納す
べし此旨布達候事

| 稅船ノ年ケ一 | 名ノ社會バシ若主船 | 名原ノ船本 | 名氏ノ長エ船造 | 月年造製 | 名地造製 | 狀形ノ尾船 | 料材ノ骨船 |
|--------|-----------|-------|---------|------|------|-------|-------|
| | | | | | | | |

量噸甲板最大ノ長サ
 内法リ最大ノ幅
 艙室ニ於テ量噸甲板ヨリ船底中英ノ内板ニ至ル深サ

噸數

量噸甲板下部ノ噸數
 量噸甲板上諸部ノ噸數(若シアレハ)則チ
 甲板間ノ場所
 船尾室
 圓室
 其他ノ場所(若シアレハ)

總計

除去スヘキ噸數

漁關室ノ噸數
 乗組人常用室ノ噸數

總計

登簿噸數

機關ノ數
 公稱馬力

右ニ記載スル要件ヲ查明シ噸數測度規則ニ
 度噸數ヲ測定シ此登簿船免狀ヲ下付スル者

明治 年 月 日

大日本帝國

尺 度

量噸甲板上最大ノ長サ

内法リ最大ノ幅

艙室ニ於テ量噸甲板ヨリ船底中英ノ内板ニ至ル深サ

噸 數

量噸甲板下部ノ噸數

量噸甲板上諸部ノ噸數(若シアレハ)則チ

甲板間ノ場所

船尾室

圓 室

其他ノ場所(若シアレハ)

總 計

除去スヘキ噸數

瀛關室ノ噸數

乗組人常用室ノ噸數

總 計

登簿噸數

機關ノ數

公稱馬力

右ニ記載スル要件ヲ查明シ噸數測度規則ニ遵ヒ其尺
度噸數ヲ測定シ此登簿船免狀ヲ下付スル者也

明治 年 月 日

大日本帝國內務省

○太政官第拾九號

五月十五日
全七月三日

明治七年(八月)第八拾八號布告航海公證規則を廢し明治三年正月二十七日布告中西洋形商船免狀別紙の通り改正候條此旨布告候事

○太政官第貳拾號

六月六日
全七月三日

來明治十三年十月中英國屬地豪洲ウイクトリヤ國メルボルン府に於て萬國博覽會開辦に付該國人民望の者は出品差許候條内務大藏兩省へ可申出此旨布告候事

但本會規則書の儀は追て同省より頒布に可及事

○太政官第貳拾壹號

六月十三日
全七月三日

本年七月一日より左に物品無税輸出差許候條此旨布告候事

但課税の節は二ヶ月前より布告すべき事

- | | | | | | | | |
|-------|-----|----|----|----|----|---|----|
| 絹綿交織物 | 絹織物 | 衣服 | 磁器 | 漆器 | 銅器 | 紙 | 四扇 |
| 木綿織物 | 絹織物 | 衣服 | 磁器 | 漆器 | 銅器 | 紙 | 四扇 |
| 絹綿交織物 | 絹織物 | 衣服 | 磁器 | 漆器 | 銅器 | 紙 | 四扇 |
| 陶器 | 絹織物 | 衣服 | 磁器 | 漆器 | 銅器 | 紙 | 四扇 |
| 七寶器 | 絹織物 | 衣服 | 磁器 | 漆器 | 銅器 | 紙 | 四扇 |
| 竹器 | 絹織物 | 衣服 | 磁器 | 漆器 | 銅器 | 紙 | 四扇 |
| 鐺器 | 絹織物 | 衣服 | 磁器 | 漆器 | 銅器 | 紙 | 四扇 |
| 扇子 | 絹織物 | 衣服 | 磁器 | 漆器 | 銅器 | 紙 | 四扇 |

○大藏省甲第五十五號

五月三十一日
今七月三日

金祿公債證書

| | | | |
|-----|----|--------------|----|
| 百圓 | 丙種 | 七〇五二 | 壹枚 |
| 五十圓 | 丙種 | 貳貳七貳 | 壹枚 |
| 十圓 | 丙種 | 貳參參九 貳參四〇 | 貳枚 |

右は堺縣士族中司義徳所有に處月日不詳紛失の旨届出候條以後右種類に證書一切取引を爲す可からず且其所在見聞の者ハ速に管轄廳へ訴出管轄廳よりは即ち當省へ可届出此旨布達候事

○大藏省甲第五十七號

六月六日
全七月三日

今般國立銀行條例を遵奉左の場所に説立たる國立銀行に於て公債證書を抵當とし更に引換準備金を置き銀行紙幣を發行せしめ右本店に於て通貨を以て交換爲致候條公債證書の利息と海關税を除くの外租税其他一切公私の取引上總て無疑念授受可致此旨布達候事

但右紙幣の儀は明治十年(十二月)第九十號並に明治十一年(七月)第十六號布告の品と同一に付別段見本相添へざる事

滋賀縣下近江國犬上郡
彦根白壁町拾三番地

第百卅三國立銀行

長崎縣下肥前國佐賀郡
佐賀北掘端名二千百三番地
新潟縣下越後國頸城郡
高田吳服町四百二拾五番地
千葉縣下下總國海上郡
銚子荒野村百七十六番地
大坂府下東區唐物町
二丁目廿四番地
山形縣下羽前國南村山郡
山形十日町八十一番地

第百六國立銀行
第百卅九國立銀行
第百四十貳國立銀行
第百四十八國立銀行
第百四十國立銀行

以上

○甲第百二十號 同四日

地方税中營業税を徵收する各業中會社及び雜種税を徵收する各業中第一種第二種第九種第十種の各業を除くの外左に離形通りの目標と其店頭に掲ぐべし此旨布達候事

發札番號

番號

何業商名
等何業商名
姓名

41010

曲尺二尺三寸

○大藏省甲第五十八號

六月六日
全七月四日

金祿公債證書

| | | | |
|------|----|------|----|
| 三百 | 丙名 | 七七五九 | 壹枚 |
| 百圓 | 丙名 | 七八參八 | 壹枚 |
| 二十五圓 | 丙名 | 貳八六參 | 壹枚 |
| 十圓 | 丙名 | 壹九參〇 | 壹枚 |

右は山口縣士族高橋尙介所有比本分本年四月二十四日盜難に懼り候段届出候條以後右種類は證書一切取引を爲さべからず且其所在見聞の者は速に管轄廳へ訴出管轄廳よりは即ち當省へ可届出此旨布達候事

○大藏省第二十四號
六月三十日
全七月五日

明治十年(十一月)第七十八號布告郵便はがき三錢五錢六錢の三種と廢止を更に同切手三錢五錢の二種并はがき貳錢三錢の二種左れ見本の通り發行候條此旨布告候事

○甲第百廿一號 同五日
大藏官本年第二十四號公布郵便切手並はがき見本の儀は

布達之寫

甲廿一

各郡役所へ頒布致置候條所管郡役所へ可承合此旨布達候事

○内務省 甲第六十号 六月九日 全七月七日

本年甲第五十號布達生糸繭茶共進會會場規則審査掛規則及び出品者心得別冊の通り相定候條此旨布達候事

明治十二年(六月)甲第六十號布達附屬生糸繭茶共進會々場規則

第一條

茶は本年八月一日より同月三十一日に至るの間毎日午前第八時より第十二時迄を審査の時間と爲之第十二時より

第五時迄を入觀の時間と爲之又生糸繭は本年十月一日より同月三十一日に至るの間毎日午前第八時三十分より第十二時迄と審査の時間と爲之第十二時より第四時三十分迄を入觀の時間と爲之

第二條

觀客の場中に入る者は必き通行札を所持すべし尤一名一枚に限る可之

但し満五歳以下の小兒は通行札を要せず

第三條

通行札は一枚金五錢と定む但し會場に入る毎必之を

門番に示すべし門番之金を收入す

第四條

通行札を所持する者と雖も在疾或は酣醉者と見受くるときは入場を許さず或は會場より立去らしむ可也

第五條

手荷物を持携え又は犬類を牽きて入場するを許さず
但傘杖等は此例にあらざ

第六條

場内に於て吸煙を許さず

第七條

總て看護人比承諾を得るにあらざるは携に物品に觸るゝを許さず

第八條

列品之閉會迄出場を許さず因之賣買約定を爲す者は證書を取替はせ置き散會比期に至り買主へ渡すべし尤右約定濟の物品へは其事由を記きたる小札を附置く可也
生糸繭茶共進會審査掛規則

第一條

審査掛員は審査掛長に従て担當の物品を遺漏なく査閲し其優劣を審にし褒賞の等級を擬按え掛長は議決を得て其

理由を記載せたる考按書を作り之を勸農商務兩局長に差
出可也兩局長は協議密按せ之を裁定し以て内務大藏
兩卿に呈す可也

第二條

審査掛員の考案は多數に由て決るるを例とし若し其考案
相協はせえて多數に決るる能はざる時は掛長其意見を陳
じ勸農商務兩局長之を決す可也又既に多數に決せたる者
と雖ども兩局長其當を得ずと認むる時は或は之を再議
せしめ或は之を廢止せ或は之を親決す可也

第三條

褒賞に等級は左れ目お基き之を定む可し

- 一 栽植の多數
- 一 培養の周到
- 一 製方の精良
- 一 精額の多數
- 一 需用に適當
- 一 貯藏の完善
- 一 發明
- 一 功勞

第四條

審査掛に撰まれたるものゝ出品は本人其審査に關かることと得ざる可し

共進會出品者心得

第一條

生糸繭茶共進會規則第六條に據り出品を本會の委員に向け送るには左の手續に準據べし

第一 出品を本會の委員へ向け直に送狀を添輸送ものは其出品主又は代理人横濱へ出張其品の陳列方を取計ふへ之右送り狀は別紙雛形の通たるべき

但之品物遞送賃は會場へ到着迄の分は悉皆出品主よ

り仕拂置決えて先拂あせの手續を以て輸送べからせ送り狀之事

一生糸

何 斤

一繭

何 升

一茶

何 斤

右は共進會荷物書面の通り差送り候條着の砌御預り置(抽者)或は(代理)何れ(離)申出次第御渡有之度候也

但し横濱町會所迄は運賃は拂濟

代理人印影○

本人出張せず代理人より荷物渡去方の儀を該會の委員へ申立候節照し合せの爲其印影を書式の通り捺印置べま

年月日

何國何(郡區)何(町村)何番地

何の 誰

於横濱町會所

共進會委員御中

第二 出品主又は其代理人品物を攜帶て出張もれば其出品を本會の委員へ差出一其指揮を受て陳列方をなすべし

第三 横濱にて委託人を撰定出品を送り陳列方を委託もれば其委託人より該品を本會に委員に差出ま其指揮を受陳列方をなすべま

但ま出品者の便利を謀り横濱の生糸商人および茶商人などにて同所本町六丁目八十四番地生糸検査所に生糸繭茶出品委託引受所を設け出品の取扱ひを致候に付該引受所へ出品を輸送て委託は出品主の便宜とする所なすかすへま

第二條

該會に委員事務掛へ向直に送致し出品至着心包装のま

預り置出品主或は代理人申出次第之を引渡すべき尤も運送中に損傷の兆効外包の上に願れまものは運送を受負者へ戻し置べき

第三條

出品の荷を開き及び陳列方ハ出品主或は代理人の擔當たるべきに付き遅くとも開場五六日前途に横濱へ參着該會の委員へ申出指揮を受くべし

第四條

出品陳列に付用ふべき棚檯は該會ハ委員設け置べき尤も出品主の望を以て別に飾檯など自製し装置んとする者

は其旨を前以て該會の委員へ申出装置べき場所の許可を受べし

第五條

陳列品は出品主の商標(繪模樣家名などの印)及び賣品非賣品を別並に賣價(非賣品は假に賣價を定む)を記すべき

第六條

従前内外の博覽會又は他の事由にて褒賞を得たる品には必ず褒詞の寫或は賞牌の模型を附へし

第七條

開場後出入便利の爲出品主又は代理人委託人へは門鑑札

壹枚づゝ渡去置へま

但し他人へ貸與へりらす

第八條

開場中賣買の約定を爲す者は證書を取替せ置き散會の期に至り買主へ渡そへし尤も約定済の品物へは其事由を記えたる小札を附置へま

第九條

閉會後十五日限り出品主或は代理人は其品物を場外へ搬出すへま

右之通相定候事

年月日

○大藏省甲第六十三號

六月十八日
全七月七日

金祿公債証書

長崎縣士族

三百圓 丙る 四四九〇 壹枚 早田萬三郎

百圓 丙癸 八〇五 壹枚 同 名

右は本年一月三十日盜難

同

百圓 丙な 壹貳壹五 壹枚 挽地平六

五拾圓 丙癸 參五八參 壹枚 同 名

布達之寫

右は本年二月三日四日の間盜難
前書盜難に罹候段及布達置候處今般發見候條此旨更に布
達候事

○大藏省甲第六拾四號

六月十八日
全七月七日

金祿公債證書五拾圓丙み參五八七番壹枚右は石川縣士族
脇本佐次右衛門所有の處越前國中野村松島淨念方預け中
紛失之旨届出候條以後右證書一切取引を爲すへからせ且
其所在見聞れ者は速に管轄廳へ訴出管轄廳より即ち當
省へ可届出此旨布達候事

○大藏省甲第六十五號

六月二十日
全七月七日

金祿公債證書

| | | | |
|------|----|--------------|----|
| 千圓 | 乙ハ | 參九八壹 | 壹枚 |
| 百圓 | 乙ニ | 貳七八五 貳七八六 | 貳枚 |
| 貳拾五圓 | 乙ニ | 壹參五參 | 壹枚 |
| 拾圓 | 乙ニ | 六七壹 六七貳 | 貳枚 |

右は廣島縣士族近藤忠彦記名の分去月廿九日備後國尾道
土堂町旅宿武内雅六宅於て被盜取候段届出候條以後右種
類之證書一切取引を爲すへからせ且其所在見聞の者之速
に管轄廳へ訴出管轄廳よりは即ち當省へ可届出此旨布達
候事

○大藏省甲第六拾六號

六月廿一日
全七月七日

金祿公債證書

百圓

丙亥

七七七八

壹枚

拾圓

丙亥

五七七八

壹枚

右は山形縣士族今井半兵衛所有の處紛失候旨届出候條以後右種類は證書一切取引を爲す可からむ且其所在見聞の者へ速に管轄廳へ訴出管轄廳よりは即ち當省へ可届出此旨布達候事

○大藏省甲第六拾七號

六月廿六日
全七月七日

金祿公債證書拾圓丙亥貳參貳五番壹枚右は島根縣平民工

藤八十次郎所有の處紛失の旨届出候條以後右證書一切取引を爲すへからず且其所在見聞のものは速に管轄廳へ訴出管轄廳よりは即ち當省へ可届出此旨布達候事

○太政官書記官無號

六月廿八日
全七月七日

本年(本月)第廿三號布告虎列刺病豫防假規則第十七條但書中

再びの二字を

○甲第二百二十二號 同七日

昨明治十一年(五月)甲第一百十八號布達本縣師範學校規則第五章第拾一條但書左の通り改正候條此旨布達候事

第五章第十一條

師範官費生徒の奉事年限は云々

但官費生徒奉事年限内に在る解職の者は在校中給與せざる學資金員を奉事せしむ月數に割合其既に奉職せしむ月數の金員を引去り其剩金を辨賞せしむ尤其情狀に依りて之年賦を以て剩金の半額又は其金額を取立つる事あるへし

○内務省 甲第六十八號 六月三十日 全七月八日

本年甲第五拾號布達生糸繭茶共進會規則第六條中左に通り改正候條此旨布達候事

生絲 繭茶 共進會規則 第六條

(一)種五斤(二)種一斤と改む

○大藏省 甲第六十九號 六月三十日 全七月八日

金祿公債證書五拾圓丙み參五八七番一枚右は石川縣士族脇本佐次右衛門所有の分紛失の旨及布達置候處今般發見候條此旨更に布達候事

○甲第百廿三號 同八日

本縣西八代郡大塚村役所印章該役所内に於て紛失候旨届出候條右印章所持の者見聞候へば最寄警察署又は分署へ

可届出此旨布達候事

○太政官第貳拾五號 七月一日 全十日

今般亞米利加合衆國と別冊の通り改定結約相成候條此旨
布告候事

日本國合衆國間現存條約中或は箇條を改定し且兩國
の通商を増進する爲めの約書

日本國

皇帝陛下及び亞米利加合衆國

大統領の從來幸ひに兩國間に現存する所の親睦ある交際
を維持せんことを希望之且追加の約書に因て庶幾くは尙

一層其交誼を固く之兩國間の貿易を擴張之且堅實ならし
めんとす其爲め雙方に於て各自の全權委員を選ぶ即ち

日本國皇帝陛下は亞米利加合衆國に駐劄する特命全權公
使從四位勳三等吉田清成

合衆國大統領は國務卿ウヰリアム、マツキスウエル、エウワ

一ツ右雙方の全權委員は各其委任狀を相示し雙方其確實
正當なるを識認して左の各條を協議決定せり

第一條

慶應二年五月十三日即ち西曆一千八百六十六年六月廿五
日一方は日本國委員他の一方は亞米利加合衆國大貌利太

泥亞佛蘭西和蘭に委員江戸に於て調印せたる改稅約書並に右約書中ニ載せたる輸出入品運上目録及び借庫規則は日本と合衆國とに於ては茲ニ之を廢棄せ而て現に其施行を止むるは此約書の第十條に掲載せる約束實施は時に於てとべき又江戸に於て取締りたる安政五年即ち西曆一千八百五拾八年條約の中港海關稅及び諸稅に諸規則に關する條款並に右安政五年即ち西曆一千八百五拾八年に條約に添へる貿易章程も悉皆之を廢棄すべき此約書實施の日より日本海關稅并に其他の諸稅を自由に賦課せ及び日本開港場外國貿易に關する諸規則制定の權

利は獨り日本政府に屬することを合衆國は承認すへま
第二條

然れども合衆國より日本に輸入する諸物品に課する稅額の他の外國より輸入する同種類の物品に課するものに超過す可ならず而て若日本政府に於て其領地内へ或は物品の輸入若くは輸出を禁止することあるときは合衆國の產物船舶或ひは人民に對て他に異なる所の禁止を爲さざる可ま

第三條

合衆國は日本に向て輸出する物品に輸出稅を課せざるを

以て此約書實施の後には日本に於ても亦合衆國へ向行輸出
せる物品に輸出税を課せざるへし

第四條

安政五年即ち西曆一千八百五十八年の條約第六條第一節
即ち最初の三句現存せる間は右現存條約の違犯若くは此
約書に因て日本政府に於て時々制定する海關稅借庫及び
港の諸規則違犯に關する沒入品或ひは罰金に付日本政府
の要求は悉く合衆國領事裁判所に訟ふ可き而て該國領
事は各訴訟を公正に審按し右條約及び諸規則の條款に照
らし之を裁斷可し而て右沒入品或ひは罰金は日本官

員に交付すへし

第五條

日本沿海貿易統轄に權利は獨り日本政府のみを屬する者
たることは固より雙方の識認せる所たるを以て此に之を
明言す

第六條

然れども日本開港場に來着せる合衆國の船舶は日本海關
稅則に隨ひ其船舶載する物品中幾部分たりとも其望に任せ
陸揚せるを得へき而て其船舶は右陸揚して積荷目録中
に其事由を記載せたる部分外は輸入稅其他一切の諸稅

を拂はせめて其殘餘の物品を載せ出港するを得へま右船
船は其後他の日本諸開港場に航行ま其望に依り殘りの物
品を右諸開港場に陸揚せるを得へま然まども凡て船舶の
みに對ま課する諸稅諸費は最初其積荷の幾部分を陸揚そ
る港にのみ於て拂ふへま而まて該船舶其後引續き航海ま
て到る所の港に於ては其地方港内諸稅のみを入港の爲め
ま拂ふへま

第七條

合衆國は上文第一條ふ約するが如く日本輸出入品運上目
録運上規則及び其他の諸規則に關ま讓與する所あるを以

て日本政府は互相の理に基き左の事を讓與を即ち從前開
港場外に更に二港を此約書實施の日より合衆國人民並
びお商船來往貿易の爲めに開く可ま
但し二港中一港の下の關たるへま而まて他の一港は此
後雙方協議の上決定をへま

第八條

兩國に結へる安政五年即ち西曆一千八百五十八年の條
約第五條は必用ならまを認むるを以て右條款ハ此約書實
施の日より廢棄すへま

第九條

從來兩國間に結約せたる條約或ひは約書の條款中今茲に廢棄を明揭せざるものにして此約書の條款に抵触するものと悉皆廢棄す可し且つ此約書は兩國間現存條約の一部分と爲す可し

又右條約中此約書に因て變更若くは廢棄せざる部分の重修並びに此約書の重修は此後雙方の中より要求せると得へま又此約書並ひに此約書に因て變更する所の右條約は其全部或ひは其部分の重修を爲す時み臨み廢止若くは年限を約定する迄は引續き之を施行す可し

第十條

此約書は日本と他の締盟各國と現實此約書と均等なる所の約書或ひは現存條約の重修を取結び右現行の時に至り實施すへま

此約書は批准を要するものとて而も其交換は此約書開印の日より十五ヶ月以内に成る可く速に華盛頓府に於てとへま

右に附として上文記載に全權委員各自から其名を署名を印す

華盛頓府に於て

明治十一年七月廿五日 吉田清成(印)

西曆一千八百七十八年七月廿五日　ウヰリアム、エム、エウワーツ（印）

天祐を保有せ萬世一系の帝祚を踐たる日本國皇帝（御名）此書を見る有衆に宣示す善良適宜なる朕が特命に全權を有せる特命全權公使吉田清成を以て千八百七十八年七月廿五日華盛頓府に於て日本國及び合衆國に間に取結びた約書を朕親ら閱覽點檢せまに能く朕が意に適更に間然すべきなま故に凡て其約書條款を掲ぐる本趣は朕茲に之を嘉納批准を

神武天皇即位紀元二千五百三十九年明治十二年二月七日東京宮中に於て親ら名を署せ置を鈐せまひ

御名　國璽

奉勅　外務卿寺島宗則（印）

○甲第百二十四號　同十四日

虎列刺病豫防並に消毒法の義に付追々相達置候趣も有之候處猶別冊参照施行可致爲心得此旨布達候事

内務省衛生局報告第十一號

明治十二年六月廿八日發行

虎列刺病豫防の事も就きては明治十年以來其方法並に心得書の頒布あり又各自の衛生學士陸續其所見を新聞紙雜誌等に掲載して其大意は如きは已に一般の知悉する所也

なれり然るに本年に至り該病愛媛縣に發去て大分縣に
傳播去遂に他の地方に波及去て蔓延の勢あり此の如く内
地より北蔓延を豫防するハ港口の要害を扼して病毒は輸
入するを禦ぐれば比にあらざ海陸陸處に就きて其侵入侵襲
を拒がざる可からざるを以て地力衛生吏員は勿論各人一
己に於ても特に注意の精密ならんことを要去敢て重複を
厭はず左の各條を報告を
虎列刺病豫防及び消毒法心得

一虎列刺病毒は特に患者の吐瀉物に含せり而きて此吐
瀉物も排泄の後直ちに傳染の毒を遺去ふするものに非

ざるに似り少時を經泡酸腐敗に陥り然る後始めて一種の
傳染毒を醸成去人躰に竄入去て益々發育増殖するもの
あり故去虎列刺病者の吐瀉物を尋常の便所亦溜下水等
に投棄するときは其腐敗すること速に去て病毒發生を
ること甚だしく大に蔓延の勢いと熾にするものあり右
の如く發生去する病毒の人體に竄入するは飲水（虎列
刺病者の汚物を埋めたる近傍の水道或は井水に病毒
滲透するに由る）食物（虎列刺病者の排泄物を食ひたる
魚介或は其排泄物を培養に供せしむる蔬菜或は病毒の
氣中にありて之に染或は小蟲等汚物を齎ら去て附點

する等より傳ふるに由る)或は消毒法を行はざる便所に
上る等因る而きて人體及び日用の器具も亦能く病毒
を傳播するの媒介とあるもれあり
一 病毒は肺中に竄入きて病症を發見するに至迄の時間を
潜伏期と稱す此病に於て其至て短きものは一二日よ
り三日に至り一週以内に發せると常とそれとも遅きも
のは一週を越ゆ二週を過ぐるものは極めて稀有とす所
謂停船規則は船舶乗客等を港外に抑留きて此潜伏期の
經過を盡るを待つれ方法なり然も此方法を單用して
此病を拒絶せんと欲するは企望は其目的を達せざるこ

と太ど難之概今消毒方法を以て豫防の關鍵とす

○消毒藥用法

消毒法は(第一)其患者の吐瀉物之に汚染きたる衣服臥具
紙屑布片の類及び其屍骸(第二)患者は起臥きたる居室船
舶若くは病院陣營等(第三)便所沓溜下水等に施行するも
のとそ

(第一)排泄物及び之に汚染きたる物品

一 吐瀉物を受る虎子は豫め硫酸鐵合劑(第七)一合餘を入れ
置き用を終るの後は直ち屋外に持出し稀薄石炭酸水

(第三)にて洗淨し又右の消毒藥を入れ後用に備ふへ之

吐瀉物並に虎子と洗淨したる水及び吐瀉物に染みたる紙屑布片の溝渠下水芥溜田圃殊に決まて尋常便所に投せべからず總て虎列刺病者の排泄物等は別に之を桶或ひと壺に取分け十分石炭酸末(第六)を撒布せ時々一定の場所に運搬きて焼却せし其法適宜の穴を掘り底に乾きたる藁或いは飽屑を布き石炭油を澆て其上に吐瀉物を投せ再び藁或いは飽屑を覆ひ石炭油を澆ぎて火を點そ火勢滅するときは之を攪せ更に油を注ぎ全く灰燼となるに至るべし此燒穴は虎列刺病終熄の後稀薄石炭酸水(第三)を十分に澆灌して後ち土を填むべし

一虎列刺病者の吐瀉物は毎回消毒藥(第三)(第七)等を澆ぎ置き一日二回或いは三回紙屑布片等の汚物に染みたるものと共に之を一定の場所に送るべし此運搬は地方官に於て豫め人夫取扱の手續を定め流行の間は毎日二三回病家の吐瀉物汚穢物を取集め燒棄せまむべし尤運搬器は極めて注意し臭氣の洩れざる様恰當れ器を別製すべし

一衣服臥具の洗濯に堪ふべきものは桶に入れ稀薄石炭酸水(第三)を澆ぎ浸し置くこと一晝夜に去て更に熱湯を注ぎ煮ること四五分時後水にて洗淨去日光に曝乾す可也

一 洗濯に堪へざる衣服等は其品柄によりて亞硫酸瓦斯(第八)或ひは石炭酸瓦斯(第四)を以て蒸蒸せ後ち日光及び大氣に曝すべし

一 虎列刺病患者或ひは其死屍に觸れたる人其上衣は其吐瀉物に汚染せざるも(汚染せたるものは前法に従ふと勿論あり)必ず濃厚石炭酸水(第二)と噴射せ或ひは之を海綿に浸えて拭ひ然る後刷淨えて日光及び大氣に曝すべし
一 總て衣服臥具氈蓆等の甚だしく汚穢せたるものは焼却すべし

一 病室に用ひたる木製什具は總て稀薄石炭酸水(第三)を

濯ぎ然る後石鹼水にて洗淨せ乾かすべし其洗ふべからざるものは亞硫酸瓦斯(第八)或ひは石炭酸瓦斯(第四)にて蒸蒸せ或ひは濃厚石炭酸水(第二)と海綿布片に浸せ拭淨すべし總て日常の家具の患者治癒或ひは死亡の後ち室内淨除の際一時に病室に於て蒸蒸せ稀薄石炭酸水(第三)を以て洗淨するを最良とす

一 書籍新聞紙は類病室にありたるものは之を緋展せ石炭酸蒸氣(第四)を以て蒸蒸すべし

一 外科産科醫等の器械職人手道具其他金屬陶製漆製諸器具の類は總て稀薄石炭酸水(第三)を以て洗ふべし

一 食料に供すべき物品の病毒に汚染せたるものは焼却せ
へきものあり、或ひは甚ぶま汚染せず消毒法を行ふて
足るものあり委員に於て指圖すべし

一 虎列刺病に斃れたる死屍と成丈け速に取片付々十分
濃厚石炭酸水(第二)を浸せたる木綿を以て之を包み棺内
には多量の石炭酸末(第六)或ひは(コロールカルキ)或ひは
石炭或ひは尋常の灰を充填せ蓋ををし更に棺外に木綿
を覆ひ時々濃厚石炭酸水(第二)を灌漑すべし

一 船中の死屍は速くに濃厚石炭酸水(第二)に浸したる木綿
或ひは衣被を以て之を包み通常屍室或ひは船中適宜に

場所を見計らひ之を入置き時々濃厚石炭酸水(第二)を灌
漑せ若港の上其地の検疫委員或ひは郡區吏警察吏の内
に申立速かに處置すべし

但し消毒法を行ひたる後は陸地を距ること十里以上
の海中に投棄するは妨げずと雖ども必ず十分重力あ
の砂石等を附け浮漂せざる様海底に沈むべし

第二家屋船舶病院等

一 虎列刺病者の室並に該病屍を置ける室には時々適宜の
石炭酸蒸氣(第四)を薫するを宜とす石炭酸蒸氣の看護
人其他家人の豫防に良績あるものなり然るも過度な

るときは健康と害す注意すべし患者全快或いは死亡の後には先づ室内の金銀器書畫彩色物絹物等を取除け(此品の別に相當の消毒法を行ふ)窓戸を密閉せ亞硫酸瓦斯(第八)を蒸せること六時乃至八時にして先づ窓戸を開き少時を経て室内の諸物を戶外に出せ敲き拂ふべし天井建具等木製のものは稀薄石炭酸水(第三)を注ぎ石鹼水を以て洗淨せ後ち大氣に曝すべし

一 虎列刺病者死者ありたる船舶は其處置尋常は家屋に大異なまじ雖も下等客室に至りては衆多の乗客皆積荷に間に枕籍を手荷物に如きも幾んど彼我れ別なきが故に

萬一其中に虎列刺病に罹るものあるときは満室に乘客積荷(手荷物等)も病毒に汚染したるものと認定し乘客手荷物は上陸の時該地檢疫委員に具申せ十分に消毒法を行ひ積荷は亞硫酸瓦斯(第八)を蒸せるの後に非ざれば陸揚げすると許さす

以上専ら西洋形諸船舶に施行すべき方法を示せしものより付日本形小船に至りては上文の方法を斟酌して消毒法を行ひ海水を以て洗淨すべし

一 避病院傳染病院其他人民の家屋を借用せしものは其虎列刺病室に供せし部分並ひに厠房は十分に亞硫酸瓦斯

布達之寫

(第八)を蒸乾後稀薄石炭酸水(第三)を注ぎ石灰水を以て洗淨すべし

但し壁上襖障子の貼附等は總て焼却して新調すべし
一 牀板は先づ稀薄石炭酸水(第三)を注ぎ後洗淨す或いは更に飽を用ひ其飽屑は注意して焼却すべし

但し病室牀下の地は硫酸鐵合劑(第七)を撒布すべし

一 厨房の糞桶は之を焼却し周圍並ひに桶底の土は深く之を掘取り濃厚石炭酸水(第二)を撒布して之を遠隔地場所にて棄て其跡に硫酸鐵合劑(第七)を十分に灌ぎ更に新土を充填すべし若し再び修繕或いは新築を要するときは糞

器の周圍は總て石灰を以て漆喰を爲すべし

但し厨房の近傍其他も吐瀉物の滲透したると調査する場所は本條の手續に従つて處置を爲すべし

一 臨時假設の避病院にして其保存をへからざるもの之流
行終る後之を取毀つべし尤も其取毀前
先づ汚穢たる床板羽目板及び柱等は十分濃厚石炭酸水(第二)を注ぎ
數日開放して大氣に曝し然る後取毀つべし

但し右の材料は拂下げ或いは他の用に供するときは更に飽を用ひ其飽屑は注意して焼却すべし

(第三)便所芥溜下水等

一 避病院其他虎列刺病者に用ふる便所は日々其糞溜を掃除せ十分硫酸鐵合劑(第七)を撒布し再び汚臭を放つときは直ちに之を撒布せし

一 芥溜は石炭碎末或ひは硫酸鐵合劑(第七)を撒布して時々取除くへし尤も久ま久ま堆積して腐敗をたるとる芥溜を掃除するには頻々消毒藥を撒布せ悪臭の揮散を防ぐへし

一 下水溝渠は力とめて之を疏通せ甚しく滯塞したる所は硫酸鐵合劑(第七)を注ぐの後疏通せし

消毒藥方

(第一) 結晶石炭酸 即チ(フェニル酸又(フェニル酸

無色の結晶酸にして全く氷に溶解す

(第二) 濃厚石炭酸水

結晶石炭酸二分を百分の氷に和したるもの

但し石炭酸一分に(グリセリチ又は亞兒簡兒二分を和して能く溶解せ後ち本量の氷を加ふへし

(第三) 稀薄石炭酸水

結晶石炭酸一分を百倍の水に溶したるもの

(第四) 石炭酸蒸氣

結晶石炭酸(或は之に二倍の亞的兒を加へたるもの)を

皿に入れ微火に上せ蒸發せしめ或ひは石炭酸一分に常水二十分を和し布片を懸置き蒸散せまひべま又空室と蒸するには大約八疊敷の室に石炭酸十一匁を要す

(第五)粗製石炭酸

四十五分より六十分のフェニル酸(即ち結晶石炭酸)を含み稍々色を帯びたる流動石炭酸あり

(第六)石炭酸末

右の粗製石炭酸に木炭末、砂、灰、鋸屑等の粗末を和したるもの

(第七)硫酸鐵合劑

綠礬三百匁を常水一斗に和ま粗製石炭酸百匁乃至九十匁を加へたるもの

但ま此合劑は久ま貯ふ可らを用ゑ臨て調製を可ま

(第八)亞硫酸瓦斯

硫黃を燒て瓦斯を發生せまひ其法八疊敷の室に硫黃大約百匁を要す但ま一時に火焰は昇騰する恐るを以て二三の火鉢に分配ま熾炭を點きて徐々に焚燒せまひ可ま

布達之寫

甲四六

内務省衛生局報告第五號改正

五の第四行(飲水は)を冷水を用ふるには)に改む

第六行(後ちに)の下(冷して)を加ふ

六の第三行(冷水)は(生水)に改む(氷製)の下(患者大渴引飲の

場)に於て氷片を用ふるは此限にあらす(注
を加ふ

○太政官第貳拾六號 七月五日 全十五日

明治八年(五月)第九十五號布告新舊公債證書發行條例第五

條第六條並に明治八年(八月)第百三十號布告第二項及び明

治十一年(九月)第貳十六號布告金祿公債證書發行條例第二

條の但書左の通追加改正候條此旨布告候事

明治八年第九十五號布告新舊公債證書發行條例

第五條

第五節 凡そ公債元金並に利賦金拂渡の際其期日を失ま

て受取方申出でせ其拂渡すべき年の翌年より向五ヶ年

を過ぐるときは一切之を拂渡させ證書所持主の損失た

るべし然るも其受取り難き事由を該期限内に其管應

に申出て認可を経たる者は此限に在らず

但起業公債證書(記名無記名)も本節に準せ又次條改正

追加の内第十二節を除き該公債記名證書に適用せらる

ものとす

第六條

第四節 (乙より其管廳へ速に届出へし)の下(若し遠隔地
方云々罰金を命ぜべし)の百二字を刪去す

第七節 (送達するも妨あま)の下(若其送達を云々違令の罪
よ處すべし)の四十字を刪去す

第十一節 都て讓渡又は賣買等の相對の約定を以て其所
有權を轉移するを得べし然れども前各節の手續を下せ
ざる間は其讓受主買主に於て假令其証書を所持せると
も利賦金及び元金は官簿に記載の債主にあらざれば下

渡さず又證書紛失等より代り證書を願出るも亦前に同
之

第十二節 (讓渡賣買)以下に(届出)の三字を追加す

第十三節 公債證書を諸官廳の所有とて引受くる節は
其廳主掌官の官名姓名を記之讓渡等節は其官印(官印)
あきとさは其實印を捺すべし

第十四節 銀行及び公認たる會社學校又は町村組合等
の類共同合資にして所有主壹個人に限り難くとも其内
主長たる者又は證書管保の責に任ずる者等壹個人は姓
名を記し肩書も其責任たる名義を記之(例へは學校へ其

取締又は世話掛銀行又は會社は頭取其支店は支配人町
 村組合は總代人等何れも其責任たる名目を肩當よし以
 て壹個人は私有に非ざることを明にせしめ類(類)而して讓
 渡其他一切有記名者の實印を以て取引致しべし右記名
 者代換等(代換)は右の類に限り代任の者へ引繼ぎ(引繼ぎ)證書
 替に及心すと雖も代換の譯及び其肩書姓名印影を管
 應へ届出べし其類に於ては發行條例第六條第一節但書
 の手續(手續)を準て取扱ふべし然る後(後)代任(代任)者更に記名者
 と成り讓渡其他一切其肩書姓名實印を以て取引致しべ
 之

但是迄銀行會社學校等に於て記名者を定めず所有す
 る向は證書書替に及ばず本節に照ら(照ら)せ記名者を定め
 管應へ届置くべし向後讓渡其他一切本節に照準(照準)て
 取引致すべし

明治八年第百三十號布告第貳項

(賣買讓渡等)の下に(に)届出(届出)を(の)四字を追(追)加す

明治十一年第二十六號布告金銀公債證書發行條例第二
 條の但書

(讓渡(讓渡)買等)の下に(の)届出(届出)の三字を追(追)加す

○太政官第二十七號 七月五日 全十五日

神嘗祭日自今十月十七日に改定候條此旨布告候事

○内務省甲第拾號 七月十日 全十五日

小笠原島へ出稼とて移住及び寄留等にて航海致候義と當分差止候條此旨布達候事

○大藏省甲第七拾號 七月七日 全十六日

金祿公債證書

| | | | | |
|-----|---|---|--------------|----|
| 三百圓 | 丙 | わ | 四五六 | 一枚 |
| 百圓 | 丙 | 純 | 一一六五 | 一枚 |
| 五十圓 | 丙 | わ | 六八〇 | 一枚 |
| 拾圓 | 丙 | ん | 七五五三 七五五四 | 貳枚 |

右は鹿兒島縣士族黒木卯製裝所有の處本月八日紛失の旨届出候條以後右種類の證書一切取引を爲すべからず且其所在見聞の者は速かみ管轄廳へ訴出管轄廳よりは即ち當省へ可届出此旨布達候事

○大藏省甲第七十一號 七月七日 全十六日

金祿公債證書

| | | | | |
|----|---|---|--------------|----|
| 百圓 | 丙 | よ | 參貳九六 參貳九七 | 貳枚 |
| 拾圓 | 丙 | ん | 四七九六 四七九七 | 貳枚 |

右は愛媛縣士族増田貞雲所有の分紛失の旨及布達置候處今般發見候條此旨更に布達候事

○大藏省甲第七十二號 七月七日 全十六日

今般國立銀行條例を遵奉し左の場所に設立したる國立銀行に於て公債證書を抵當とし更に引換準備金を置き銀行紙幣を發行せしめ右本店に於て通貨を以て交換為致候條公債證書は利息と海關稅を除くの外租稅其他一切公私比取引上總て無疑念授受可致此旨布達候事

但有紙幣の儀は明治十年(十二月)第九拾號並に明治十一年(七月)第拾六號布告の品と同一に付別段見本相添へざる事

千葉縣下總國印旛郡
八街村四十七番地

第四百十三國立銀行

神奈川縣下武藏國樹郡
保土ヶ谷町七十二番地

第四百三十二國立銀行

兵庫縣下丹波國多紀郡
從山二階町六十八番地

第四百三十七國立銀行

愛媛縣下伊豫國新居郡
西條町百七十九番地

第四百四十一國立銀行

鹿兒島縣下日向國臼杵郡
延岡中町四百九十八番地

第四百四十五國立銀行

廣島縣下安藝國廣島區
播磨屋町八十四番地

第四百四十六國立銀行

鹿兒島縣日向國那珂郡
飲肥本町五十九番地

第四百四十四國立銀行

青森縣下陸奥國三戸郡
八戸廿八日町十四番地

第四百五十國立銀行

以上

○大藏省甲第七十三號 七月八日 全十六日

金祿公債證書

| | | | | | | | |
|-----|---|---|---|---|---|---|---|
| 三百圓 | 丙 | 八 | 八 | 七 | 八 | 壹 | 枚 |
| 百圓 | 丙 | 七 | 七 | 壹 | 三 | 貳 | 枚 |
| | | 七 | 七 | 壹 | 四 | | |

右は山形縣士族朝田定昌所有の處本年一月八日開拓使管
 下後志國岩内郡母衣以川於て流失の旨届出候條以後右種
 類の證書一切取引を爲すべからず且其所在見聞の者は速
 かに管轄廳へ訴出管轄廳よりは即ち當省へ可届出此旨布
 達候事

○甲第二百二十五號 全十六日

静岡裁判所長代理甲府支廳詰判事一瀬直久義署中賜暇出
 京中判事補久保島榮次郎へ代理心得申付候旨静岡裁判所
 長より通知有之候に付此旨布達候事

○甲第二百二十六號 全十六日 七月五日

陸軍省達甲第十二號
 陸軍々人結婚の節出願の儀に付別紙の通り達有之候條自
 今右規則に照準可願出此旨布達候事

○達甲第十二號

陸軍軍人結婚の節出願の儀別紙の通り相定候に付ては自
 今後備軍籍に在る者結婚の節郡區長及び戸長の奥書證印

を以て直お其府縣駐在官へ差出候様可取計此旨相達候事
但離婚若くは其婦の死去するときは亦本文に準ぎ速に
駐在官へ届出候様可致事

(別紙)

陸軍武官恩給令發行相成候よ付ては自今軍人結婚の節は
願書差出可得許可事
但準士官以上は各所管長官を経て本省へ差出下士以
下常備服役は者は所管長官に於て聞届け後備軍籍に在
る者は駐在官へ願書差出後後備軍司令を経由本臺司
令長官に於て可聞届尤も準士官以上以下とも退て婚姻

相整候節本人より爲届出下士以上は報告規則に依り報
告可致事

○甲第百二十七號 全十七日

明治九年甲第百六十六號布達病院規則第五條第拾三節入
院賄料比義方今物價騰貴に付當分内左の通り相定候條
此旨布達候事

- 上等一日 金三十拾二錢
- 中等一日 金二十拾五錢

○内務省 甲第七十四號 七月八日
大藏省 甲第七十四號 全十七日

本年甲第五拾號布達生絲繭茶共進會規則第三條第六條中

布達之寫

及甲第六十號布達生絲繭茶共進會會場規則第一條並に共進會出品者心得第九條中別紙の通り改正候條此旨布達候事

生絲繭茶共進會規則

第三條

(茶は本年八月一日より全月三十一日迄生糸繭は十月一日より全月三十一日迄)を(茶は本年九月十五日より十月十五日迄生糸繭は十一月一日より全月三十日迄)と改む

第六條

(茶は七月十六日より全月三十一日迄生糸繭は九月十六

日より全月三十日迄)を(茶は八月廿五日より九月十日迄生糸繭は十月十日より全月廿五日迄)と改む
生糸繭茶共進會々場規則

第一條 (改正)

茶は本年九月十五日より十月十五日に至るの間毎日午前第八時より第十二時迄を審査し時間と爲し第十二時より第四時三十分迄を入観し時間と爲し又生糸繭は本年十一月一日より全月三十日に至るの間毎日午前第八時三十分より第十二時迄を審査の時間と爲し第十二時より第四時迄を入観し時間と爲す

共進會出品者心得

第九條

(閉會後十五日限り)を(閉會後十日限り)と改む

○大藏省甲第七拾五號 七月十四日

金藏公債證書拾圓丙(自六八七〇至六八七三)四枚右は三

重縣士族勝矢榮藏所有の處紛失の旨届出候條以後右證書

一切取引を爲すべからせ且其所在見聞の者は速かに管轄

廳へ訴出管轄廳よりは即ち當省へ可届出此旨布達候事

○大藏省甲第七拾六號 七月十五日

全十九日

客年第十六號を以て公布相成候銀行紙幣見本五圓札壹枚

青森縣お於て紛失は旨本年(二月)甲第二十五號を以て及布

達置候處今般發見候旨同縣より届出候條此旨布達候事

○太政官第貳拾八號 七月十四日

全廿二日

海港虎列刺病傳染豫防規則別冊の通り相定候條此旨布告

候事

海港虎列刺病傳染豫防規則

第一條

虎列刺病の侵入を防ぐん爲め日本政府に於て檢疫法を各
開港場に設立せることみ議決せるときは海外或いは日本
内各港より各港に來る諸船舶(日本及び外國)は左の規則に

従ふべき

第二條

日本政府に於て檢疫法を設立するに當り至當の教育を受け能く職任に堪へべき日本又は外國の醫員政府の官員及び相當に助役を以て地方檢疫局を各開港場に設置すべし而して其局員の人数は港内船舶の多寡に應じて増減あるべし尤局員の人数は檢疫一切の事務を速かに管理するに差支なきを以て足るべきを中央衛生局の日本と交通直接に於て虎列刺病流行する又は其萌芽ある諸港と公文の往復を爲し而して地方檢疫局に要する指令を爲すべし

第三條

日本政府の各開港場の近傍に於て碇泊所を撰定し陸上相當の地に於て虎列刺病に罹りたる者の爲め避病院を設置し且つ遺骸處分の場所消毒法を施行する相當の家屋並に看守中の各員の爲め都て要用の供給ある寓居を取設くべし

第四條

檢疫信號旗を掲げたる番船を各港口の近傍に置き各船の入港を差止め速に地方檢疫局の人員少くとも二名と派出して之を検査すべし但し右局員の内一名は醫員たるべき

船長醫師及び船内の各員は其出帆後港又ハ途中立寄たる港に於て虎列刺病流行の事に關し且つ該船會て有病の船或ひは疑はしき船と交通せる事又は航海中船内に於て眞の虎列刺病又は疑似の症發せざるものありて手都て檢疫官吏の尋問に應答せざるべからず

又船長は檢疫官吏にて要用と認むるときは船を除くの外船内の各部を開き檢査を受くべし尤も船は航海中船客又は乗組人にて占居せると死又は病毒傳播の恐をあるときに限り檢査を受くべし

檢疫官吏は該船の航海日記を誦覽せ乗組人及び船客は人

名錄を船内現在の人員と引合はざるを得べし

第五條

虎列刺病流行の疑ひなき港より來航する船の船長は書面を以て該船有病の港又は其疑ひある港に立寄らば又有病の船舶は直ちに交通せざ且つ航海中眞正に虎列刺病又は疑似の症をも船内よ發せざるものなき旨を證明せ檢疫官吏を満足せざるときは直ちに該船の入港を許さば

軍艦ハ其艦長又ハ醫官よて記名せる書面を以て前條の趣を申立る迄にと足せりとせざるを以て該艦は檢査を經ず入港するを得べし雖も若し右の書面を差出さざると死

は檢疫規則に従はまひま

第六條

疑はまき港或ひは有病れ港より來るゝ又は直に有病の船と交通するども航海中船舶及び船内の人員は右の疑ひまき港或ひは有病の港より出帆の日又は有病れ船と交通の日より起算まて七日の期満ゆる迄は引留ひま但ま地方檢疫局にて右の時間を短縮するとも差支まきを認むる時は此限にわらま右七日れ期該船來着の上又は其前既に過ぎ去るとまきは消毒法を行ひま上速に船客の上陸を許すべし

停船の定期満る迄消毒法を施さざるまきは積荷及び其他の物品は船中ま留置くべし夜具爛布又は古着にあらざる一般の積荷は消毒法を行ふに及ばずま雖も其外れ物品に至りては檢疫官吏の見込に由り消毒法を行はま或ひは行ひしめざるま但ま如斯物品は消毒法を行ひま上速に陸揚し得べし然まども停船中士官船客又は乗組人の内に眞の虎列拉及び疑似症を發する時は其船貨物及び其船に属する各員は第十條に従ひ處置すま

第七條

軍艦疑はまき港又は有病の港より來着するに當り其艦長

及び醫官より書面を以て航海中艦内に眞の虎列拉病又は疑似症發せしことなく且つ該艦日本に來若前七日以内艦内の者有病の港に上陸せまことなく又は病毒傳染の恐なき旨を申立るときは直に入港するを許し右の申立をあし能はざるときは該艦を檢疫規則に従はまむべし

第八條

有病の港或ひは疑はしき港より來りたるもの或ひは有病の船と直ちに交通せる船舶にまて其船内に航海中眞の虎列拉病及び疑似症に罹りたる者あるときは第十條を制定す

る要用の消毒法を行ひし日より起算して七日に超えざる時間停船せまむべし

船舶着港前病焔消滅を而して檢疫官吏の満足すべき方法を以て消毒法を施行せるときは地方檢疫局にて至當とすべき程停船の時間を短縮し得べし

第九條

有病の港或ひは其疑ある港にありて途中他港に立寄ると雖も其港に於て檢疫を受けざる船舶は直ちに有病の港又は其疑ある港より來るものと認め處分すべし

第十條

虎列拉病或ひは疑似症に罹りたる者ある船舶來着するに
 當り該船は檢疫官吏より指示する碇泊所に移るべき患者
 未だ癒えざれば之を避病院に移し若し既に死して遺骸の
 處分未だ済まざるときは其責ある者に望に任せ其爲めに
 設くる所の場所にて火葬するか又は十分消毒法を行ひ
 し後埋葬すべし而して患者及び遺骸を船中より他に移し
 たる後夜具衣類其他の物具及び船内何れに部分よても病
 毒傳播の恐ある者日本政府に於て指示せる如く十分に
 消毒法を施すべし而して船内各員は消毒法を施す爲め
 要用の者と船中を取締るべき者の外都て寓居の爲めに特

に設くる所は避病院に移し消毒法を行ふべき院内に残り
 たる人員は船内にて消毒法を受くるる又ハ交代して陸上
 にある至當に家屋に於て之を受くべし

第十一條

定期の外國郵便を運搬する諸船は着港の上速に其郵便物
 の陸揚することを許すべし但し日本政府は右の郵便物を
 陸揚して配達するが爲め至當の方法を設くべし

第十二條

避病院に入る患者は治療及び要用の處分を受くへし費用
 は患者又は其責ある者より之を辨償せしめ居留の外國人

右病院或ひは停泊中の船舶にある患者を尋訪せんと欲するときは此後制定する規則に由て之を許すへし且避病院に關係なき醫師に去て其業に堪ゆへき者は患者の請に由て其診察を許すへし患者は醫官より退院を許す迄は病院を退去するを得ず

第十三條

船中眞の虎列拉病及び疑似症を發することなく衛生上疑念なき時は看守中の人員を船中に停め置くへし又は地方檢疫局の見込に由り特に陸地に設けある避病所に移すへし但し賄其外自用品は諸入費は本人の自辨たるへし

第十四條

來港の船に疑似症に罹りたる者ありて之を檢疫官吏にて恐らく虎列拉は原因と認むる時は患者は避病院に移去船は醫官に於て其病症如何を決定するに四十八時間に越へざる充分な時間を終る迄之を停泊せしめ終に虎列拉症にあらずと決せむ第六條に據り處置すへし

第十五條

有病の港又は其疑ある港を發去途中貨物或ひは船用品積入を爲め日本に開港内へ立寄る船舶は醫官の検査を受け檢疫官吏の必要とする消毒法を行ふへし若し船中に眞の

虎列拉又之其疑似症に罹る者あるときは船は第十條に從はしむへ之右の船より上陸する者の其情態を據り第六條又は第八條に從ひまむへ之
本條の手續を爲すの後に其所要の貨物或は船用品は檢疫官吏の指揮に従ひ人夫を以て本船に運搬せしむへ之但之右の人夫は船内に入ると許さず貨物積入の爲には別に人夫を雇ひ其人夫及び本船迄の貨物運搬に用ひたる荷舟は積入を終るの後に費用と認むるときは消毒法を行ふへ之但し貨物の運搬及び積入に關する一切の費用は悉皆船主之を辨すへ之

右の場合に於ては檢疫官吏より其船港内出帆の際感染の景狀を記したる證書を重立たる役人に附與すへ之追て該船日本内の他港に寄ることある時は此證書を其港の檢疫官吏に示すへ之

第十六條

船舶の検査は其來着後十二時間以内にて於てすへし若し此時間を過ぎて検査をなさざる時は故障なく入港するを得へ之但し其遅延天氣惡きが爲め手又は難避事情あるが爲あるときは此限にわらず其場合に於ては成るべく速に検査と爲すへ之

第十七條

檢疫局より指圖せたる消毒法は檢疫官吏之を施行せ其船の士官及び船人よて之を補助し消毒法を指圖せたる時より成るべく二十四時間に完了すへ之但之其入費は船主又は其責ある者より辨償すへ之

第十八條

開港内に滞泊中船内に其の虎列拉又は其疑似症を發せたる船舶は直ちに前記の檢疫規則に従ふへ之

第十九條

虎列拉症既に流行せる開港内に來航する船舶と検査消毒

法虎列拉病の患者及び該病死者の遺骸處分は事に關する
前記の規則に従はざるべしと雖も船及び人員引留方の規
則は一時停止すべし

第二十條

有病の港又は其疑ひある港より來若し其船の景狀特に公
衆に健康に危険なりと思慮せらるる場合に於ては地方檢
疫局にて必要とするだけ此檢疫規則を斟酌すべし

第二十一條

檢査中又は停泊中ある船舶又は看守の場所には凡そ何人
を問はず地方檢疫局の許可なく去て往くことを許さざる

へま

第二十二條

此規則を犯す者は二百圓以内の罰金を課せしめ外國人にて之れを犯す者あるときは各其國と取結びたる條約面に従つて處分すべし

○甲第百貳十八號 全廿二日

静岡裁判所長判事 中島錫胤 儀 署中 賜暇中 判事 吉岡弘へ代理 爲致 候旨 通知 有之 候條 此旨 布達 候事

○甲第百廿九號 今廿三日

本年當縣丙第十六號を以て管内縣社以下神社並に寺院所

藏の寶物古器古文書等以調々義郡町村役所及び縣郷社祠
官各宗觸頭へ相達候に付ては今般調製をへき目錄帳中へ
記載せし物品は明治十年第四十三號公布の通り抵當と爲す
へらざる筋に有之候條都々社寺に於てそる抵當は同八
年本縣甲第二百六十二號布達第一項の通相心得其物品を
詳記可伺出此旨布達候事

但目錄帳へ記載せせと雖ども該社寺に別段由緒ある地
所建物等は寶物古文書に準一候義と心得へま

○甲第三百三十號 全 日

本年甲第八十四號達町村會規則第二十四條中(第十三條)と

あるは第十四條の誤に候條此旨布達候事

○甲第百三十一號 全廿六日

今般靜岡裁判所判事補田原正齋を以て谷村區裁判所長中
付同杉下顯と以て甲府區裁判所長申付候旨靜岡裁判所長
代理より通知有之候に付此旨布達候事

○甲第百三十二號 全廿九日

大坂港へ出入の蒸氣船及び西洋形帆前船等所持の者は自
今該港に於て代理人を取極め其人名同府へ届出づへし此
旨布達候事

○乙第八十六號 七月一日

郡役所

漁業の儀其通舟等に障害あると以て従前禁止する場所及び河川氷行堤防等に障害ありと認むるものは許可すへ

○乙第八十七號 全三日

郡役所

本年乙第八十二號達勸業通信規則第十二則中へ左の一項追加候條此旨相達候事

報告の勸業報告又は新聞紙上勸業通信欄内に登録するこ

と有るへま

○乙第八十八號 全八日

郡町村役所

本年乙第四十八號達町村役所經費出納順序第五條を刪除
ま其他左の通り改正増加本月一日より施行候條此旨相達
候事

但勘定帳並に明細表離形は追て可相達事

第一條へ追加ま第二項とま

一經費を大別まて左の三費とま其科目は第四號經費概目
の通りたるへま

定額費

額外費

臨時費

第四號經費概目改正

町村役所經費概目

定額費 大科目 細科目

戸長給料

書役給料 書役並に臨時雇筆算生給料

諸雇給 小使人足。職工。雇賃等の類

需用品 椅子。テーブル。箆筒。長持。本箱。筆。墨。紙。硯。

印肉。算盤。錐。小刀。火鉢。提燈。ランプ。土瓶

茶碗。茶。薪。炭。油。蠟燭。等の類

運送賃 管内外公用物運送賃

郵便 管内外郵便税及内國郵便爲替料を類聚す

役所小營繕費 事由を以て細目とす

額外費 吏員宿直賄料 全上

旅費 全上

役所借家料 全上

役所借地料 全上

臨時費 役所營繕費 町村役所不時に營繕を要するときは請願の上之

を許可せ其費用を別途より下付するものを云其
細科目は前兩費に同じ

○乙第八十九號 全 日

郡町村役所

本年乙第八十八號達町村役所經費出納順序第一條第二項
追加費目中額外費臨時費の義左の通り可相心得此旨相達
候事

一 町村吏員宿直賄料は他より通勤去て全く宿直するもの
に限り一直金貳錢五厘を給す

一 役所借家料は人民所有の家屋を借受役所とするもこれに

布達之寫

限之れを給そ其役所既に村費を以て建設したるもの
並に戸長自宅及び寺院小學校内等を用ゆるものは給せ
ず

但町村役所の位置を變換し借家料に増減を生ずると
きは郡長へ事由を具申去其許可を得へ去

一借地料は其既ふ建設したるものに於て人民所有の地を
借受けたるもの而已に給す若し其地町村共有あるは其
地に係る地租協議費を給す

一村役所臨時營繕費は屋根壁廻り根太等凡そ緊要の損所
に於て目下闇さ難さ箇所限り之を給去其小破修繕は

定額費より支辨すべ去

但臨時營繕費を仰ぐときは其事由を具し郡長を經由
可許を得べし

○乙第九十號 全十四日

郡 役 所

道路掃除検査は備從前警察署に於て負擔候處自今郡役所
に於て施行すべ去此旨相違候事

○乙第九十一號 全十五日

郡 役 所

退轉家並に絶家處分の儀に付嚮に内務省へ別紙の通り稟

布達之寫

儀候處今般指令相成候條爲心得此旨相違候事

但該件に付既に伺出追て何分の指揮とべき旨及指令置候向も本文の通り相心得べき

退轉家處分の儀に付伺

第一條 絶家再興の節該家遺留財産の義に付往々紛議不
少仍て自後御省日誌明治九年第二十六號元弊前縣伺(同
八年十月十七日附)同十年第四號廣島縣伺(同九年十月廿
三日附)の御指令に照準失踪逃亡退轉は三十六ヶ月後死
失跡は直に相續人を求め跡式附與去若去其節相續人無
之ときは遺留財産を入札拂に附去負債あるものは債主

へ償却猶殘餘あるか及び負債なきものは官沒去窮民救
助等の資金に充候て不苦哉

第二條 若去目下適當の相續人無之に付追て相續人相求
め候迄遺留財産は親族等に於て監守致度旨願出事情無
餘儀相聞候節は相當此年限を定め該財産處分猶豫候共
不苦候哉

第三條 已に遺留財産處分相濟後年に至り該家名再興願
出候者有之節は聞届不苦候哉

第四條 前條々の跡相續人は亡家に對し縁故無之者よて
も該家親族協議又出る上は聞届不苦哉

右相伺候條至急何分の御指揮有之度候也

明治十一年十二月三日

内務省
(指令)

書面同の趣左の通り可相心得事

第一條 失踪逃亡は遺財は家族保管主家族ききは親戚々々
々ききは戸長役場にて保存し本人歸來せば返付とせ
負債償却は裁判の處分お任せると雖も保管主家
族等債主との示談を以て償却するに不苦死失踪相續人
無之遺財は親戚協議の上負債あれば先づ之を償却と餘
財は親戚の取扱に任すべし

第二條 第一條に照考すべし

第三條 四條伺之通

明治十二年六月三十日

○乙第九十二號 全十六日

郡町村役所

内務省山林局當縣出張所の備當分甲府太田町一蓮寺へ假

設事務取扱候條爲心得此旨相達候事

○乙第九十三號 全十七日

郡町村役所

本年乙第五拾號を以て相達候國稅金領收順序附録中第四
離形未納額帳書式及び第二離形甲乙切符別紙の通更正候
旨大藏省より達有之候條此旨相達候事

未納税切符と割印

地税第何期納の
又は何税何月何日納の内未納

納税切符と割印

一金何程

何郡村

内

金何程

何月何日納

若税金不納なれば

税金何程

不納

不納額帳へ記入

第貳雜形

| | | | | | |
|----------|--|-------------|--|----------------|--|
| 所 郡 | | 第何期納何年何月何日限 | | 明治何年分地稅 | |
| 印 役 | | 高金百圓の内 | | 何郡何村 | |
| 金拾圓 | | 金九拾圓 | | 戸長 | |
| 内 | | 之 領 郡 長 | | 何 之 誰 | |
| 外 金五圓 | | 何月何日納 | | 之 領 郡 | |
| 金五圓 | | 何月何日納 | | 印 收 長 | |
| 右可相納候也 | | 不納 | | 右現金何月何日稅金預入何之誰 | |
| 明治何年何月何日 | | 不納 | | 相預け | |
| 印 | | 不納 | | 何 | |

| | | | | | |
|----------------|--|-------------|--|----------------|--|
| 所 郡 | | 第何期納何年何月何日限 | | 明治何年分地稅 | |
| 印 役 | | 高金百圓の内 | | 何郡何村 | |
| 金拾圓 | | 金九拾圓 | | 戸長 | |
| 内 | | 之 領 郡 長 | | 何 之 誰 | |
| 外 金五圓 | | 何月何日納 | | 之 領 郡 | |
| 金五圓 | | 何月何日納 | | 印 收 長 | |
| 右現金何月何日稅金預入何之誰 | | 不納 | | 右現金何月何日稅金預入何之誰 | |
| 相預け | | 不納 | | 相預け | |
| 何 | | 不納 | | 何 | |
| 明治何年何月何日 | | 不納 | | 何 | |

税
 何郡何村
 戸長
 何長
 之
 誰
 何月何日納
 何月何日納
 不納

之領郡

印收長

明治何年分地稅
 第何期納何年何月何日限
 高金百圓の内
 金九拾圓
 一 金拾圓
 内
 金五圓
 外
 金五圓
 右現金何月何日稅金預入何之誰
 不納
 相預け則上納候也
 何郡何村
 戸長
 何長
 何之誰
 何月何日納
 何月何日納
 何郡
 何村
 分

○乙第九十四號 全廿二日

郡役所

本年十月一日より收税委員を派遣去税金領收爲取扱候旨
大藏省達の趣過般申達置候處地税金限り三期納より爲取
扱候條二期納の義は従前の通り本縣に於て收納方可取計
旨更に同省より達有之候條此旨相達候事

○乙第九十五號 全廿六日

郡町村役所

官林保試の爲め内務省山林局當縣出張内務七等屬遠藤安
邦並に該局御雇別紙人名臨時出張入山致去事宜により人

夫雇入等の儀に付人民へ直接候儀も可有之候間諸事差支
無之様可致此旨相達候事

内務省御雇

長島章臣

矢部清之

喜多川庸徳

内藤温

井上忠誠

加藤榮太郎

○乙第九十六號 全廿九日

郡町村役所

戸籍増減表の義各町村より二通づゝ郡役所へ差出し郡役
所にては其一通を當廳へ送達とべき旨本年乙第十四號を
以て相達置候處自今當廳へ送達に不及候條各町村にて一
通づゝ調製支那役所へ可差出此旨相達候事

○丙第二十號 全十二日

郡町村役所

縣郷社祠官

各宗觸頭

神社寺院明細帳の儀最前差出有之分脱誤不少に付社寺は
勿論境外遙拜所招魂社祖靈社明細帳共本年六月三十日の

現況を以て取調更に可差出旨内務省より達有之候條別紙書式並に心得書み照準精密取調神社は祠官寺院は觸頭於て各受持の分取纏來る九月三十日限り調書貳通づ可差出此旨相達候事

但眞宗寺院明細帳の儀は去る十年中内務省より達有之候趣れ處今般取調に付ては各宗寺院同様取調差出とべし

(朱)神社明細帳書式
何(府縣)管下何國何郡何(町村)字何

社格何
某神社

一 祭神

一 亩緒

一 社殿間數

一 境内坪數並地種

一 境内神社數

某神社

祭神

由緒

建物

一 境内某遊拜所

亩緒

建物

一境内招魂社

亩緒

建物

一境内祖靈社

亩緒

建物

共有人員

一境外所有地

耕地段別

何(町村)字何

地價金額

山林段別

何(町村)字何

地價金額

宅地段別

何(町村)字何

地價金額

一氏子戸數

一管轄廳迄の距離里數

以上

(朱)寺院明細帳書式

何(府縣)管下何國何郡何(町村)字何

總本山或以本寺又は某寺末

何宗何派

某寺

一本尊

一田繼

一堂宇間數

一境內坪數並地種

一境內佛堂幾字

某堂

本尊

田緒

建物

一境內庵室幾字

某庵

本尊

田緒

建物

一境外所有地

耕地段別

地價金額

何(町村)字何

山林段別

何(町村)字何

地價金額

宅地段別

何(町村)字何

地價金額

一 擅徒人員

一 管轄廳迄の距離里數

以上

(朱)境外遙拜所明細帳書式

何(府縣)管下何國何郡何(町村)字何

某神社遙拜所

一 由緒

一 建物間數

一 (境内敷地)坪數並地種

一 信徒人員

以上

(朱)境内招魂社明細帳書式

何(府縣)管下何國何郡何(町村)字何

招魂社

一 由緒

一 建物

一 共有人員

以上

(朱)境外祖靈社明細帳書式

何(府縣)管下何國何郡何(町村)字何

祖 露 社

一由緒

一建物間敷

一(境内敷地)坪數並地種

一共有人員

以上

明細帳取調方心得

一用紙は美濃十五行界紙を用び一社寺毎に各紙に相認むべし

但攝末社の名議を問はず神社境外に在る者は總て一

社とて各紙に認むべし

一神宮官國幣社並同境内神社(社格の有無に拘はらぜ)は取調に及ばず

一山野路傍存置の神祠並に衆庶參拜を許可せし人民私邸

内の神祠は並に一社とて其神祖境内へ移轉せし者は境

内神社の項下に記すべし

一遙拜所招魂祖靈社並に寺院の別院支坊末卷等は公許共有に係る者のみを取調ふべし

但官祭招魂社並に建物無之遙拜所は記載に及ばず

一由緒は創立公稱廢合再興復舊移轉及び社格等許可の年

月並に該社寺に關する緣由沿革を詳記すべし
 一社寺境内地の社寺名受に非ざる者は名受人の姓名私有其
 有れば別を地種の下に登記すべし
 一社寺境内に社堂外の建物(教院の類)あらば社堂間數の次
 に並べ擧ぐべし
 一祭神由緒不詳と雖ども古老の口碑等に存する者は其旨
 を記し境内遶拜所等無之者は其項を除くべし
 一社寺に氏子檀徒無之向は信徒(講中の類)の人員を記すべ
 し
 一明細帳取調済の後府縣限り處分せし事件にして明細帳

を改正し又は記入すべき者は毎月末取纏め本省へ届出
 べし
 但従前届出方規あり規ある者は格別なりとす尤向後新
 に明細書を出すものは總て此書式に準ずべし

○丙第二十一號 全十四日

郡町村役所

道路掃除の儀に付明治十年本縣乙第八十五號を以て相違
 置候趣も有之其受場警察署に於て検査致來候處自今郡役
 所にお於て検査致候條掃除定日等同役所の指揮を受くべし
 此旨相違候事

○丙第二十二號 全十五日

郡町村役所

名宗 觸頭

内務省より達の趣も有之に付自今寺院住職の進退は辭令書を附せず直に該願書へ及指令候條爲心得此旨相達候事

○丙第貳十三號 全卅一日

郡町村役所

官林爲調査内務省山林局當縣出張官員並に本縣主住者不日各村巡回候條從前官林及び無稅社寺上地官有地(田畑宅地の外悉皆)並に有稅廢合社寺境内址地所屬地共(田畑宅地

の外悉皆)別紙離形に倣ひ箇所限各町村に於て取調圖面相添該官員出張先へ無遲滯可差出候此旨相達候事

但別紙離形中(本數並に圖面の類)實地に相違ありて豫て取調置候帳簿に因り難取調更に實地調査せざる可らざるものにて爲に費用を要すべき分は出張官員の差圖と受而る後可取調事

山梨縣管下 何國何郡

從前官林 何社寺有稅廢跡上地官有地 敷(朱)如斯個所限り取調ふ事 何 村

從前反別何町何反歩 一改反別何拾町何反歩

(朱)山林芝地荒蕪地其他總て 地目限反別の頭に記載をべし

運 輸 林下より何村何川岸迄陸路何里同所より何港迄何里何町

事 故 水 源 涵 養 土 砂 止 或 は 雪 類 止 の 類

物 産 諸 鐵 物 菌 類 樹 皮 子 實 其 外 等 都 て 宜 林 中 より 産 出 せ る も の を 掲 ぐ

收 入 從 來 下 草 稅 何 程 或 は 拜 借 料 何 程

監 守 人 給 有 無

右之通取調差上候處聊相違無御座候也

右村 小前總代

明治十二年七月日

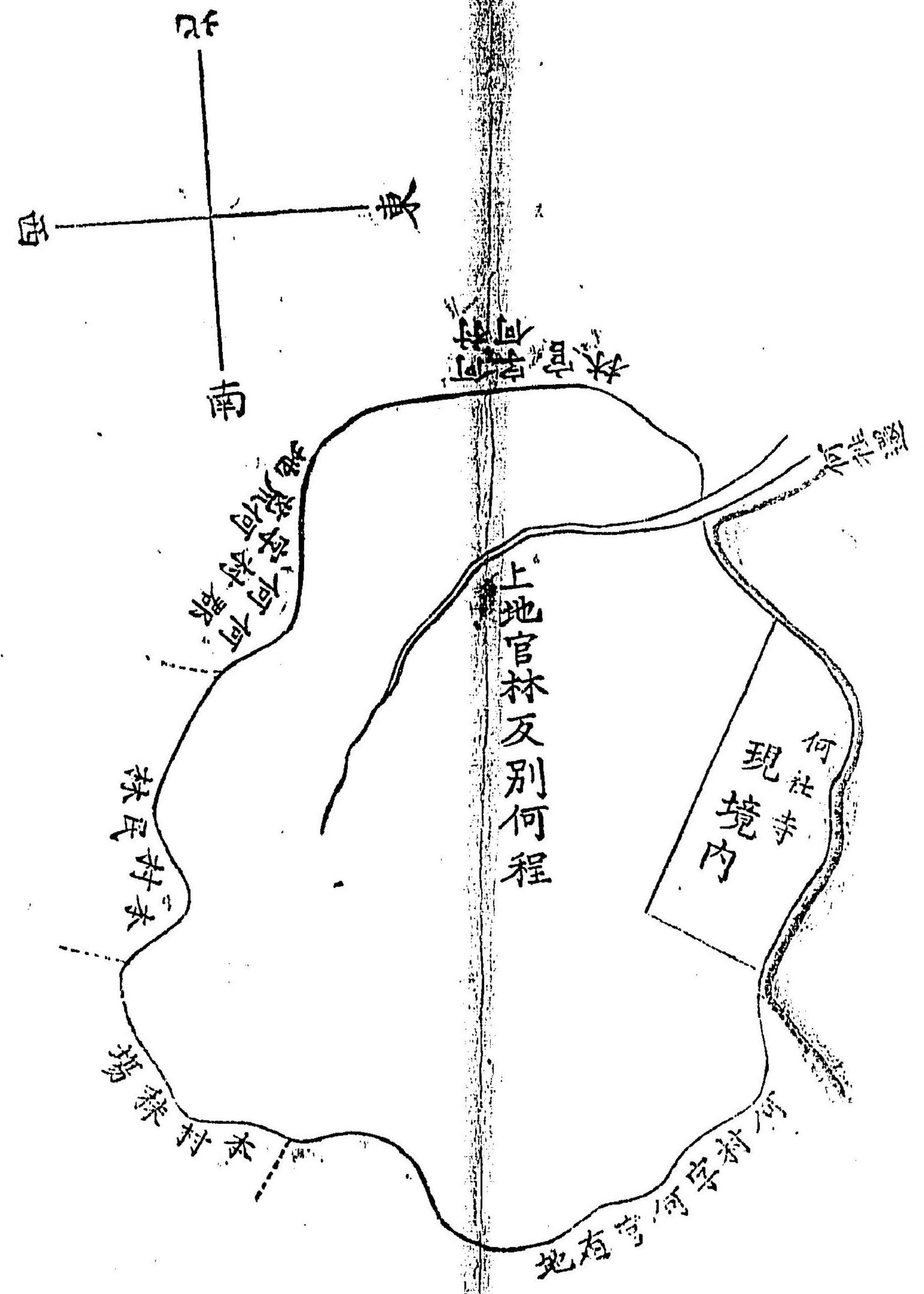
何之 誰

何國何郡何村何社寺上地官林取調給圖

番字何號
從前反別何程

一改正反別何町何反步

外反別何畝何步 何社寺境內



右之通取調候處相逢無御座候也

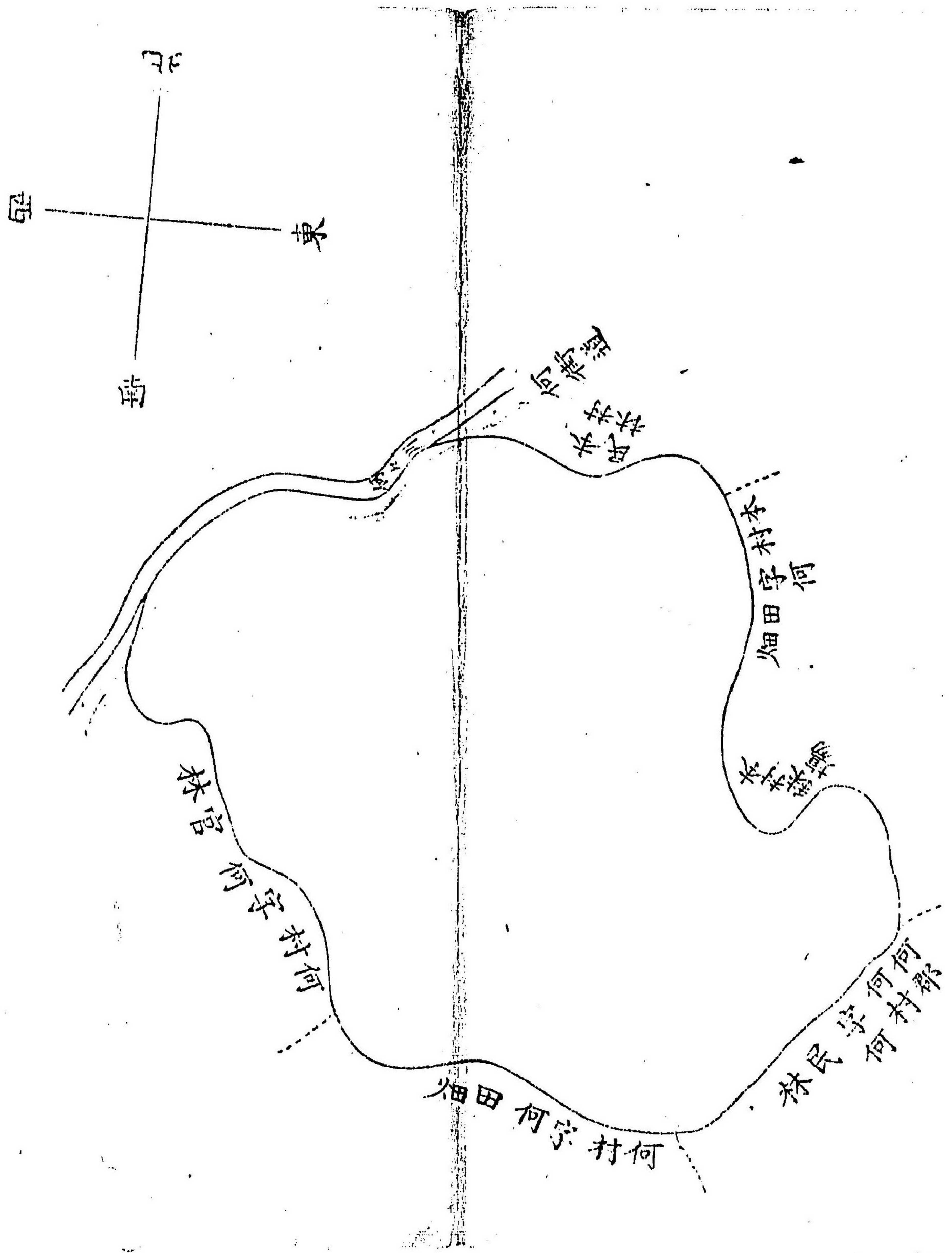
明治十二年何月日

右總代 何長之誰
戶何長之誰

何國何郡何村
從前官林何社
廢跡上地等取調繪圖

番字何號
從前反別何程

一改正反別何町何反步



右之通取調候處相違無御座候也

明治十二年何月何日

右村民總代

何之

誰

戸何長

之

誰

長官宛

何長之誰

(朱) 司社寺號及び同字等同村の内に數ヶ所有之候はば前記
調書と圖面とに各符合番號と見易とら處に朱書すべし